

京の環境共生推進計画の進捗状況について

長期的目標について、関連する主な施策・事業をリストアップするとともに、基本施策の下に設定された環境指標の最新の実績を集計し、計画の進捗状況について点検した。

【指標区分】

指標区分は、環境指標の評価の方向に応じて、以下のように記号化した。

↗	：増加する(高くなる)ことが良い指標	↘	：減少することが良い指標
→	：維持することが良い指標		

【進捗度分類の基準】

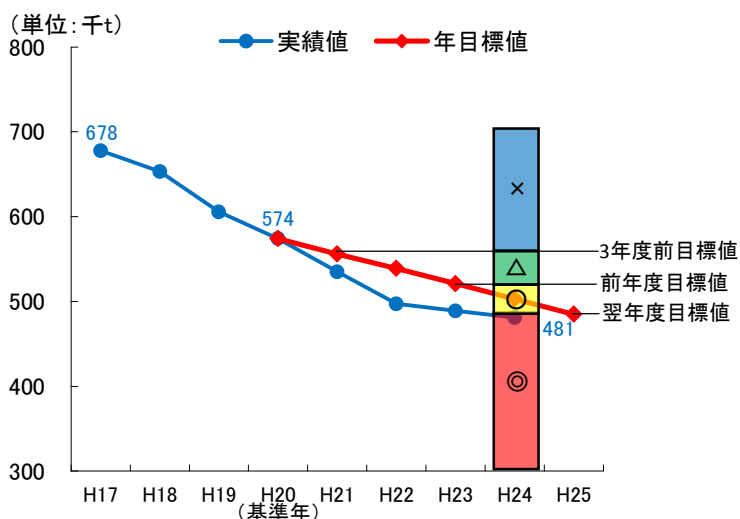
進捗度は、目標値を設定している環境指標のうち、実績値を毎年度確認できるものについて、目標値に対する実績値の到達状況に応じて以下のとおり分類した。

環境指標が京都市環境保全基準の達成率であるものについては、可及的速やかに達成するよう努め、既に達成している場合にあっては現状を維持するよう努めることが目標であるため、達成割合に応じて分類した。

進捗度分類	目標値に対する実績値の評価	環境指標が市保全基準達成率である評価基準
◎ (進展している)	翌年度の目標値 ≤ 実績値	実績値が 80%以上
○ (ほぼ目標どおり)	前年度の目標値 ≤ 実績値 < 翌年度の目標値	60%以上 80%未満
△ (やや遅れている)	3年度前の目標値 ≤ 実績値 < 前年度の目標値	40%以上 60%未満
× (遅れている)	実績値 < 3年度前の目標値	40%未満

【参考】 目標値に対する実績値の評価方法について

一般廃棄物市受入量は、基準年度(平成 20 年度)の 57.4 万トンから、目標年次(平成 27 年度)に 45.0 万トンに減少させることを目標としている。平成 24 年度の一般廃棄物市受入量は 48.1 万トンであり、翌年度の目標を上回っていることから、平成 24 年度の一般廃棄物市受入量の進捗度分類は、上表により「◎」となる。



【長期的目標1】 国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都

【関連する主な施策・事業】

「国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都」の各基本施策に関連する主な施策・事業は下表のとおり。

基本施策	関連する主な施策・事業
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民の誰もが再生可能エネルギーの普及に関わることができる「市民協働発電制度」の実施 ◎再生可能エネルギー電力の地産池消を促進する蓄電システム、優れたエネルギー変換効率を有する太陽熱利用システムへの助成を開始 ◎特定建築物において、地域産木材の利用、再生可能エネルギー利用設備の設置、建築物環境配慮性能の表示について義務化 ◎「京(みやこ)環境配慮建築物」顕彰制度を創設 ◎「地下鉄をはじめとする鉄道駅などの公共交通の拠点周辺への都市機能の更なる集積や充実」などの戦略的な都市機能の配置・誘導を目指した土地利用等の見直し ◎車道幅員の狭小化(路側帯の拡幅)や自転車通行箇所の明示など「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進 ◎公共交通機関等の情報をわかりやすく発信するとともに、公共交通利用促進に資する活動を推進する「歩くまち・京都」公共交通センターの支援 ・低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市・京都」実現に向けた取組の実施 ・特定事業者排出量削減計画・報告・公表制度、事業者向け環境学習セミナー等、産業部門や民生・業務部門を対象とした対策を実施 ・環境家計簿推進事業、こどもエコライフチャレンジ推進事業等、民生・家庭部門対策を実施 ・「「歩くまち・京都」総合交通戦略」(平成 22 年 1 月策定) ・「京エコドライブズ」宣言登録事業、事業者を対象とした「エコドライブ推進事業所」登録事業等、エコドライブに係る事業を実施 ・平成 15 年度から実施している住宅用太陽光発電システム設置助成制度等による太陽光発電の普及促進を実施 ・木質ペレットストーブ等普及促進事業など、新エネルギーの導入促進を実施 ・「DO YOU KYOTO?クレジット」を活用した地域や中小事業者の温室効果ガス排出量削減促進事業を実施 ・低炭素社会実現に向けた先進的な取組を実践する低炭素のモデル地区「エコ学区」事業を実施
オゾン層保護対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン類のモニタリング及び実態の把握による適正回収・処理を実施
酸性雨対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・酸性雨調査、酸性雨モニタリングの継続実施
国際的取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「イクレイー持続可能性をめざす自治体協議会」への加盟、「気候変動に関する世界市長・首長協議会」への参加等を通じた世界の自治体との地球温暖化対策連携事業等を実施

◎＝平成 24 年度の新規取組

【環境指標の進ちょく状況】
 (1)地球温暖化対策の推進

表 1.1 地球温暖化対策の推進に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び 対基準値比	
①温室効果ガス総排出量 ^{※1}	万トン	↓	779.2 (H2)	756.8 (H23)	584 (H32)	×	2.8% 減少
②二酸化炭素排出量 ^{※2}	万トン	↓	732.1 (H2)	729.9 (H23)	—	—	0.3% 減少
産業部門	万トン	↓	194.6 (H2)	110.3 (H23)	—	—	43.4% 減少
運輸部門	万トン		197.3 (H2)	158.4 (H23)	—	—	19.7% 減少
民生・家庭部門	万トン		144.7 (H2)	197.7 (H23)	—	—	36.7% 増加
民生・業務部門 ^{※3}	万トン		169.7 (H2)	241.8 (H23)	—	—	42.5% 増加
廃棄物部門	万トン		25.8 (H2)	21.7 (H23)	—	—	15.8% 減少
③市街地の緑被率 ^{※4}	%	↑	35 (H17)	—	36(H27) 37(H37) ^{※5}	—	—
④電気消費量(電灯・電力使用量)	百万 kWh	↓	8,877 (H16)	4,112 (H23) ^{注1}	—	—	—
⑤公共交通機関利用者数 ^{注2}	百万人	↑	515.6 (H16)	526.1 (H23)	—	—	2.0% 増加
⑥太陽光発電設備の発電出力	千 kW	↑	8.2 (H20)	32.0 (H24)	160 (H32)	△	290.2% 増加
⑦再生可能エネルギーの導入量 (太陽光発電を除く) ^{※6}	テラ ジュール	↑	約 500 (H20)	約 500 (H20)	約 1,100 (H32)	—	—

※1. 温室効果ガス総排出量は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」に則り、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)の各々の排出量を合算した量であり、それを削減する効果のある量(森林による二酸化炭素吸収量、ごみ発電と太陽光発電による余剰電力売却量等)11.7 万トンを差し引いて算定している。

※2. 電気の使用に係る二酸化炭素排出量については、市民生活や事業活動からの排出量を反映する関西電力(株)の排出係数を用い、関西電力(株)から従来より正確な部門別の電気使用実態の情報が提供されたため、基準年度に遡って変更した。都市ガスの使用に係る二酸化炭素排出量については、実態をより正確に算定するため、都市ガスの排出係数を全国の平均的な係数から大阪ガス(株)が供給している係数へ、基準年度に遡って変更した。

※3. エネルギー転換部門は民生・業務部門に含めている。

※4. 緑被率とは、平面的な緑を算定する指標であり、空から見た区域に占める緑で覆われた土地の面積の割合

※5. 各地域、地区の特性を踏まえて、年間1万本の高木の植樹に相当する量を目標として緑を創出

※6. 再生可能エネルギーとは、太陽光・太陽熱・バイオマスなどを利用して得ることができる、環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギー

注1 電力使用量は、特定規模需要分(電力事業の自由化対象となる大規模な需要分)を除く実績。特定規模需要分は平成19年度以降の数値が公表されていない。

注2 市営バス旅客数、高速鉄道旅客数、JR市内駅乗客数、郊外電車市内駅乗客数の合計

①平成 23 年度の温室効果ガス総排出量は 757 万トンであり、基準年度^{注3}の 779 万トンから 22 万トン、2.8%減少

【要因】

・二酸化炭素排出量が多い重油などから、排出の少ない天然ガスなどへの燃料転換や平均燃費の向上等により、温室効果ガス排出量が削減されたものの、原子力発電の依存度低下による電力不足を、火力発電で補ったことにより、化石燃料の利用が増加し、電気の排出係数が悪化したことや世帯数の増加等による排出量の増加により相殺され、2.8%の減少にとどまった。

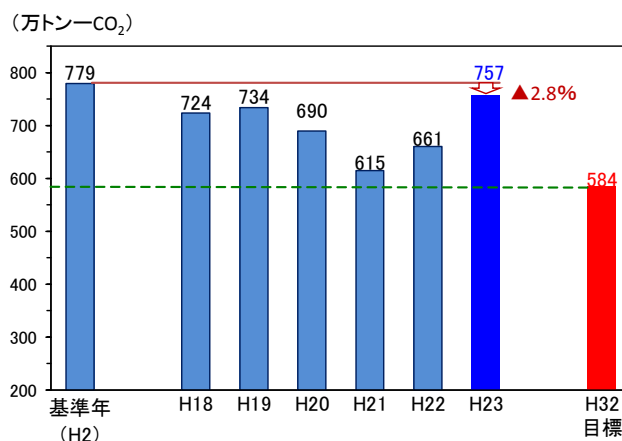


図 1.1 温室効果ガス総排出量の推移

②二酸化炭素排出量は 730 万トンであり、基準年度の 732 万トンから 2 万トン、0.3%減少
産業部門及び運輸部門は基準年度に対して大きく減少しているが、民生・家庭部門及び民生・業務部門は増加 (単位：万トン-CO₂)

区分部門	実績値 (H23)	基準年度比増減	主な増減理由
産業	110.3	▲43.4%	○ 二酸化炭素排出が多い重油などから、排出が少ない天然ガスなどへの燃料転換 ○ 製造品出荷額の減少 (基準年度比約 3 割減 (平成 22 年度実績))
運輸	158.4	▲19.7%	○ 平均燃費の向上等 (基準年度比約 1.5 倍)
民生・家庭	197.7	+36.7%	○ 電気の排出係数の悪化 (基準年度比約 28%悪化) ○ 世帯数の増加 (基準年度比約 24%増) ○ 一人当たりのエネルギー使用量の増加 (基準年度比約 13%増)
民生・業務	241.8	+42.5%	○ 電気の排出係数の悪化 (再掲) ○ 床面積の増加 (課税床面積, 基準年度比約 33%増)

【参考】電気の排出係数を東日本大震災前(基準年度)の数値と仮定して算定した総排出量

- ・発電方法の変更という電力供給に係る事情は、京都市域における温室果ガス総排出量にも大きな影響を及ぼす。
- ・こうした事情を取り除き、市民・事業者の皆様の省エネや節電等の成果をわかりやすく表すため、電気の排出係数を東日本大震災前の数値と仮定して算定した。
- ・その結果、平成 23 年度の総排出量は、基準年度から 104 万トン、13.4%減少している。

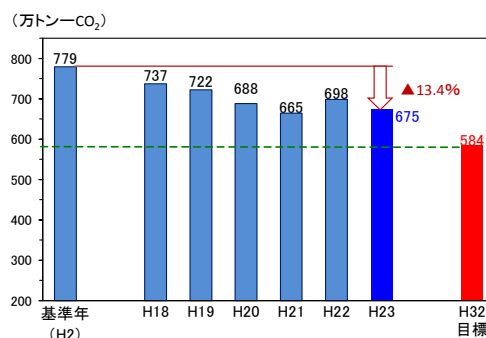


図 1.2 電気の排出係数を東日本大震災前の数値と仮定して算定した総排出量

年度	基準年度 (平成 2 年度)	...	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
電気の排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.353		0.355	0.294	0.311	0.450

注3 二酸化炭素, メタン, 一酸化二窒素は平成 2 年, HFC, PFC, SF6 は平成 7 年。

③市街地の緑被率は平成 18 年度以降，測定していない。

京のみどり推進プラン（H23.5 月策定）に基づき，緑視率（人の目の高さにおける，目に見える範囲の緑の割合）を向上するために，市民の身近にある軒下の花，壁面緑化，街路樹などの緑化の創出に取り組む。

④平成 23 年度の電気消費量は計 4,112 百万 kWh（平成 23 年度，電灯使用量 3,642 百万 kWh，電力使用量 470 百万 kWh）となっており，前年度から微減
ただし，電力使用量は平成 19 年度以降，特定規模需要（p3 注 1 参照）分を除く実績のため，平成 18 年度以前と比較できない。

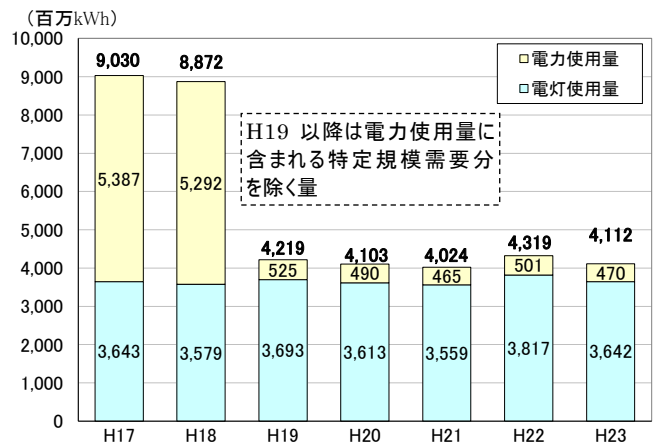


図 1.3 電気消費量(電灯・電力使用量)の推移

⑤平成 23 年度の公共交通機関利用者数は年間 526.1 百万人（約 144 万人／日）となっており，平成 22 年度より約 3.3 百万人（約 9 千人／日）増加
郊外電車は平成 22 年度と比較して減少したものの，市営バス，高速鉄道，JR は増加

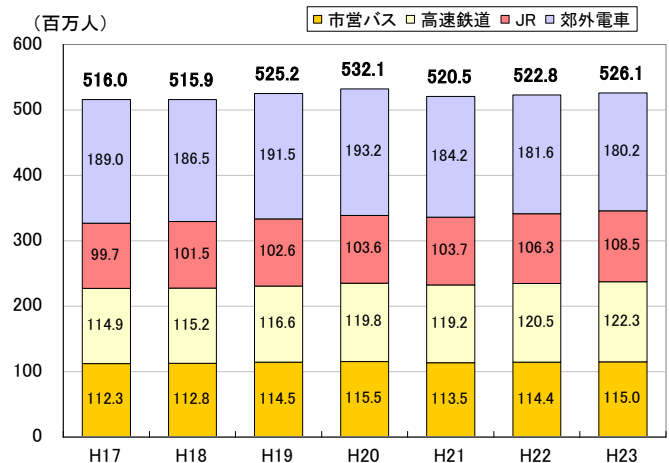


図 1.4 公共交通機関利用者数の推移

⑥平成 24 年度の太陽光発電設備の発電出力は 32.0 千 kW となっており，基準年度から 23.8 千 kW，290.2%増加

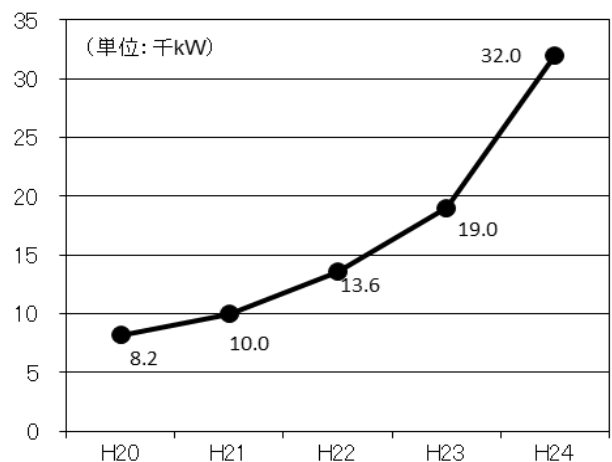


図 1.5 太陽光発電設備の発電出力の推移

【参考】公共施設における太陽光発電システム導入量

111 施設, 1,441kW (いずれも平成 24 年度末) となっており, 増加傾向で推移

平成 24 年度: 3 施設(95kW)導入

【内訳】

市立西京高等学校: 28kW
山科まち美化事務所: 48kW
道の駅ウッディー京北: 18kW

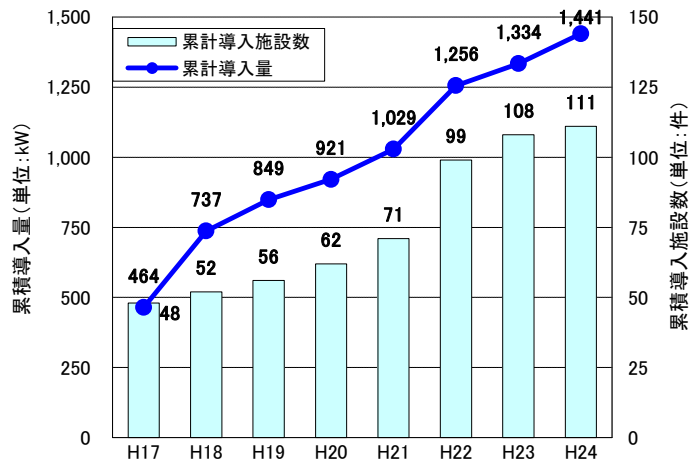


図 1.6 公共施設における太陽光発電システム導入量の推移

【参考】住宅用太陽光発電システムの助成件数

平成 24 年度には 1,780 件 (累計 5,657 件) に助成しており, 前年度から約 1.5 倍増加

- 平成 24 年度に助成した分の発電出力は 7,269kW(累計 21,297kW)

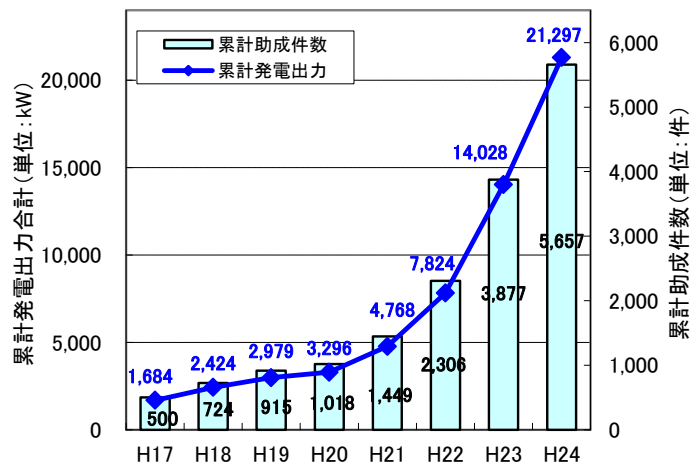


図 1.7 住宅用太陽光発電システムの助成件数及び発電出力の推移

⑦再生可能エネルギーの導入量 (太陽光発電を除く)

平成 20 年度は約 500 テラジュール

約 1 万 5 千世帯の年間エネルギー使用量に相当 (電気, 都市ガス, LPG, 灯油の使用量から算出)

(2)オゾン層保護対策の推進

表 1.2 オゾン層保護対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①フロン回収量(CFC 対象) ^{注4}	kg	↗	4,796 (H16)	207 (H24)	—	—	—

①フロン回収量はフロン回収・破壊法 0kg, 自動車リサイクル法 207kg の計 207kg (平成 24 年度) であり, 平成 16 年以降は減少傾向

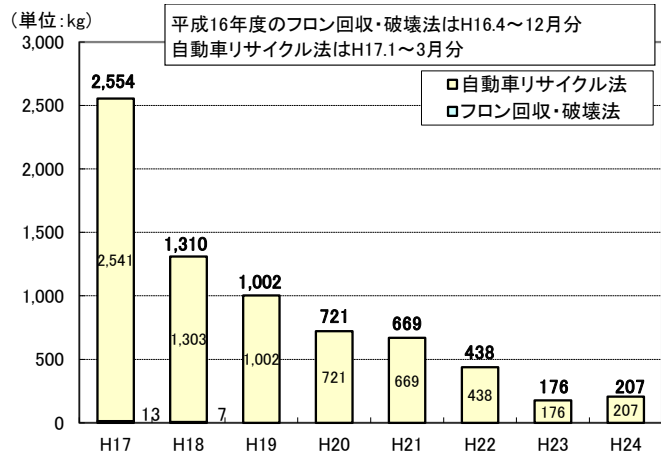


図 1.8 フロン回収量の推移

(3)酸性雨対策の推進

表 1.3 酸性雨対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①酸性雨 pH(年平均値) ^{注5}	pH	↗	4.7 (H16)	4.7 (H24)	—	—	—

①平成 24 年度の酸性雨 pH (年間平均値) は 4.7 となっており, 基準値と同値であり, 横ばい

なお, 平成 23 年度における全国平均の pH は 4.77 (環境省「平成 23 年度酸性雨調査結果」より) であり, 本市測定結果と同程度

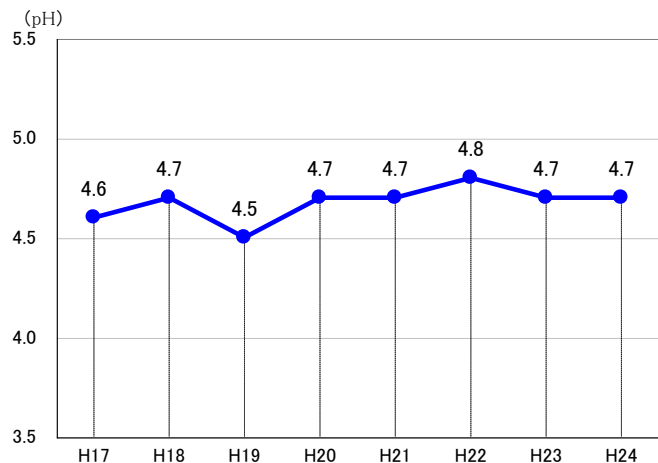


図 1.9 酸性雨 pH(年平均値)の推移

^{注4} フロン回収量は, フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法の対象となるカーエアコンから回収された CFC (クロロフルオロカーボン) を集計したもの。

^{注5} 雨にはもともと大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため, やや酸性を示す。人為的汚染による SO_x, NO_x のない環境中の雨は pH5.6 程度といわれている。ただし, 自然界では火山活動により pH5 程度まで下がることもあり, 人間活動の影響により酸性化が起こっているとはっきり指摘できるのは, 日本では pH5 以下の場合だといわれている。(独立行政法人国立環境研究所 H.P.「環境儀」より引用)

(4)国際的取組の推進

表 1.4 国際的取組の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①海外からの環境施設視察者数	人	↗	231 (H16)	454 (H24)	—	—	96.5% 増加

①平成 24 年度の京エコロジーセンターへの海外からの視察者数は 454 人となっており、平成 23 年度から減少したものの、基準値（平成 16 年度）の約 2 倍に増加

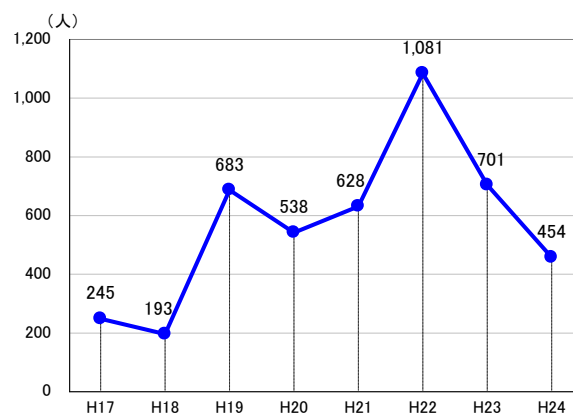


図 1.10 海外からの環境施設視察者数の推移

【長期的目標2】 公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都

【関連する主な施策・事業】

「公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都」の各基本施策に関連する主な施策・事業は下表のとおり。

基本施策	関連する主な施策・事業
大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・大気常時監視(一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)9局,自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)5局),有害大気汚染物質モニタリング調査等,大気汚染対策を実施 ・京都市自動車環境対策計画(平成23年8月策定)に係る取組の実施 ・「歩くまち・京都」総合交通戦略(平成22年1月策定)に係る取組の実施 ・市バス,公用車への低公害車・低燃費車の導入,市バスへのDPF装着を実施 ・「京エコドライブーズ」宣言登録事業,事業者を対象とした「エコドライブ推進事業所」登録事業等,エコドライブに係る事業を実施
水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく河川水質・地下水質の常時監視等,水質汚濁対策を実施 ・公共下水道の整備(下水道整備の推進),下水の高度処理の推進等の生活排水対策を実施 ・流域全体を見据えた治水対策の推進,京都市水共生プランの推進等,健全な水循環の確保に向けた取組を実施 ・都市型水害の予防,歩行者のスリップ防止等に重要な役割を果たす透水性舗装整備を実施
土壌・地盤環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下の状況把握のための調査を実施
生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音・道路交通振動測定調査,一般環境騒音調査等の騒音・振動対策を実施 ・公害の発生を未然に防止するため建築確認申請の前に公害防止対策面の確認及び指導
化学物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染状況把握のための常時監視(大気,河川水質・底質,土壌,地下水)等,ダイオキシン類対策を実施 ・微量有害化学物質による環境汚染の実態調査を実施

(1)大気環境の保全

表 2.1 大気環境の保全に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標		単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値	進ちょく度及び 対基準値比		
①大気汚染に係る市保全基準 ^{注6} 達成率	二酸化硫黄(一般局)		%	→	100.0 (H16)	100.0 (H24)	100.0	◎	—
	二酸化窒素 (当分の間 ^{注7})	一般局	%	↗	70.0 (H16)	100.0 (H24)	100.0	◎	—
		自排局	%		33.3 (H16)	25.0 (H24)	100.0	×	8.3ポイント 低下
	一酸化炭素(自排局)		%	→	100.0 (H16)	100.0 (H24)	100.0	◎	—
	浮遊粒子状 物質	一般局	%	→	100.0 (H16)	100.0 (H24)	100.0	◎	—
		自排局	%		100.0 (H16)	100.0 (H24)	100.0	◎	—
	光化学オキシダント (一般局)		%	↗	0.0 (H16)	0.0 (H24)	100.0	×	—
	降下ばいじん(一般局)		%	→	100.0 (H16)	100.0 (H24)	100.0	◎	—
②大気汚染に係る市保全基準達成率(ダイオキシン類) ^{※1}		%	→	—	100.0 (H24)	100.0	◎	—	
③有害大気汚染物質に係る市保全基準達成率 ^{※1}	ベンゼン		%	→	—	100.0 (H24)	100.0	◎	—
	トリクロロエチレン		%		—	100.0 (H24)	100.0	◎	—
	テトラクロロエチレン		%		—	100.0 (H24)	100.0	◎	—
	ジクロロメタン		%		—	100.0 (H24)	100.0	◎	—
④工場・事業場からの窒素酸化物 排出量 ^{注8}		km ³ N/年	↘	741 (H14)	471 (H20)	—	—	36.4% 減少	
⑤大気汚染に係る苦情件数		件	↘	127 (H16)	121 (H24)	—	—	4.7% 減少	

※1 市保全基準（平成18年8月1日告示）

^{注6} 京都市環境保全基準。市民の健康で快適な生活・自然環境を確保するため、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、騒音、土壌汚染、悪臭、地盤沈下、緑、ダイオキシン類の9項目について、京都市独自の基準を設定している。

^{注7} 大気汚染に係る市保全基準のうち、二酸化窒素については、「1時間値の1日平均値0.02ppm以下」の基準とあわせ、当分の間の基準として「1時間値の1日平均値0.04ppm以下」が設定されている。

^{注8} 平成8年度以降は3年に1回、全数調査が実施されている環境省「大気環境に係る固定発生源状況調査」（3年に1回は「大気汚染物質排出量総合調査」をあわせて実施）により把握。

①大気汚染に係る市保全基準達成率

□一般環境大気測定局（一般局,図 2.1）

二酸化硫黄及び降下ばいじんは全局で基準達成を継続しているが、光化学オキシダントは全局で未達成

浮遊粒子状物質の基準達成率は、平成 23 年度は、黄砂の影響により 67% に低下したが、平成 24 年度は 100% に回復した。

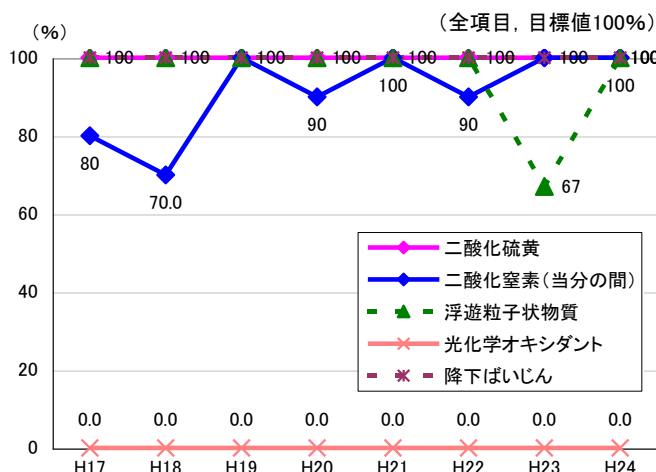


図 2.1 市保全基準達成率の推移(一般局)

□自動車排出ガス測定局（自排局,図 2.2）

二酸化硫黄及び一酸化炭素は全局で基準達成を継続

二酸化窒素の平成 24 年度の達成率(当分の間の基準)は 25%

浮遊粒子状物質の基準達成率は、平成 23 年度は黄砂の影響により 60% に低下したが、平成 24 年度は 100% に回復した。

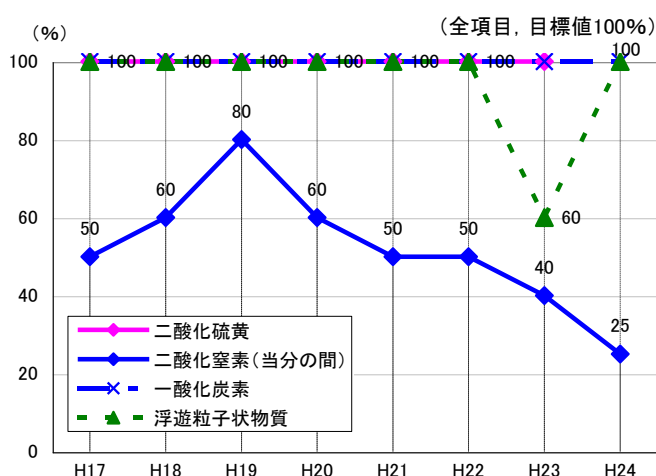


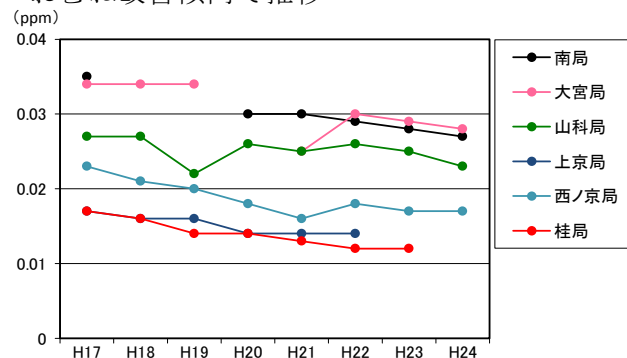
図 2.2 市保全基準達成率の推移(自排局)

【要因・取組状況】

・光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては、全国的にみても達成率は非常に低い状況である（平成 23 年度達成率：0.5%（1,183 局のうち 6 局達成））。現在、国において、越境汚染等の影響も含めた原因の解明や対策等について検討が進められている。

【参考】自排局における二酸化窒素濃度の推移

・自排局における二酸化窒素濃度(年平均値)はおむね改善傾向で推移



※ 南局 平成 18, 19 年度は欠測
 大宮局 平成 20 年度は欠測
 上京局 平成 23, 24 年度は欠測
 桂局 平成 24 年 4 月に廃止

②大気汚染に係る市保全基準（ダイオキシン類）はすべての地点で達成

③有害大気汚染物質に係る市保全基準（ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン）はすべての地点で達成

④工場・事業場からの窒素酸化物排出量

平成 20 年度は 471km³N/年となっており、平成 8 年度以降大きく減少

【要因】

- ・集計対象となる工場・事業場が減少
- ・窒素酸化物の排出量が多い燃料を使用する施設が減少

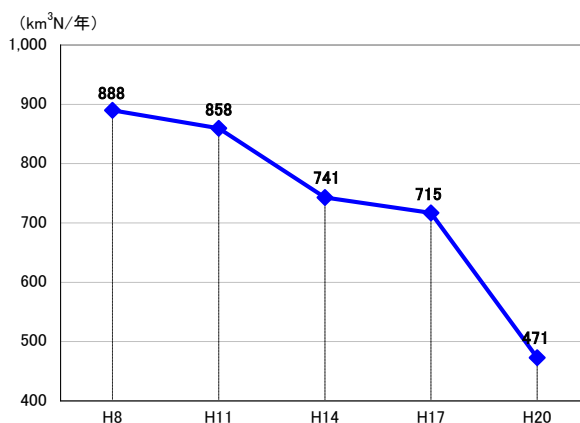


図 2.3 工場・事業場からの窒素酸化物排出量の推移

⑤平成 24 年度の大気汚染に係る苦情件数は 121 件となっており、前年度と同等の件数となっている。

□ 主な苦情発生源内訳

- ・野外焼却（野焼き）：49 件
- ・工事・建設作業：33 件
(解体工事に伴う粉じん等)
- ・施設での焼却：10 件
(工場からのばい煙等)

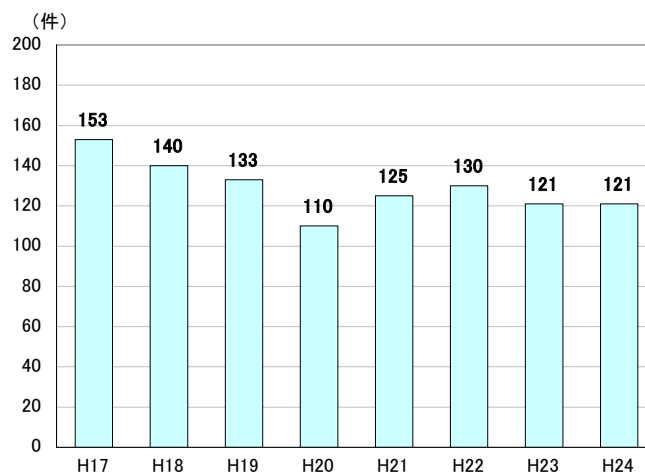


図 2.4 大気汚染に係る苦情件数の推移

(2)水環境の保全

表 2.2 水環境の保全に係る環境指標の進捗状況

環境指標		単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値	進捗度及び対 基準値比	
①水質汚濁に係る市保全基準 達成率(BOD)		%	↗	97.1 (H16)	100.0 (H24)	100.0	◎	2.9ポイント 上昇
②水質汚濁に係る市保全基準 達成率(ダイオキシン類河川水質) [※]		%	→	—	100.0 (H24)	100.0	◎	—
③地下水に係る市保全基準 達成率	1,2-ジクロロエチレン	%	↗	97.9 (H16)	97.9 (H24)	100.0	◎	—
	テトラクロロエチレン	%		91.7 (H16)	83.3 (H24)	100.0	◎	8.4ポイント 低下
	砒素	%		86.7 (H16)	82.4 (H24)	100.0	◎	4.3ポイント 低下
	その他の物質	%		100.0 (H16)	99.6 (H24)	100.0	◎	0.4ポイント 低下
④地下水に係る市保全基準 達成率(ダイオキシン類) [※]		%	→	—	100.0 (H24)	100.0	◎	—
⑤生活排水処理率 (公共下水道, 合併処理浄化槽等)		%	↗	99.6 (H17)	99.9 (H24)	100.0	◎	0.3ポイント 上昇
⑥透水性舗装延長		km	↗	10.1 (H16)	9.5 (H24)	10.0	×	5.9% 減少
⑦水質汚濁に係る苦情件数		件	↘	57 (H16)	72 (H24)	—	—	26.3% 増加

※市保全基準(平成18年8月1日告示)

①水質汚濁の目安となる BOD の市
保全基準達成率は、3 箇年連続で
全地点で市保全基準を達成

【要因】

- ・平成 16～19 年度，平成 21 年度に基
準値を超過していた山科川中野橋で
基準値を達成

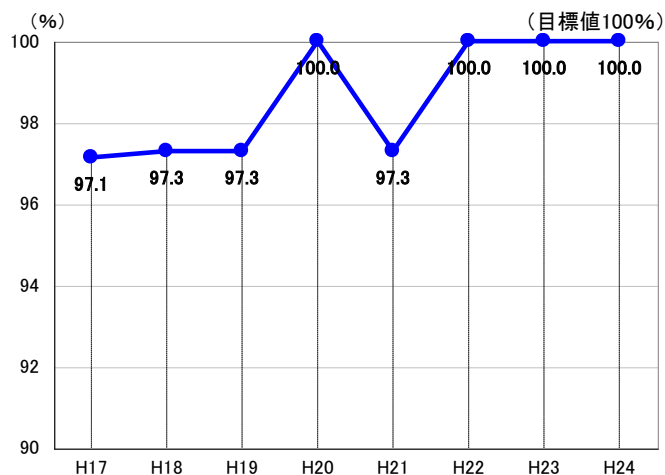


図 2.5 水質汚濁に係る市保全基準達成率(BOD)の推移

②水質汚濁に係る市保全基準（ダイオキシン類河川水質）はすべての地点で達成

③地下水に係る市保全基準

いずれの物質についても達成率はほ
ぼ横ばい状態で推移

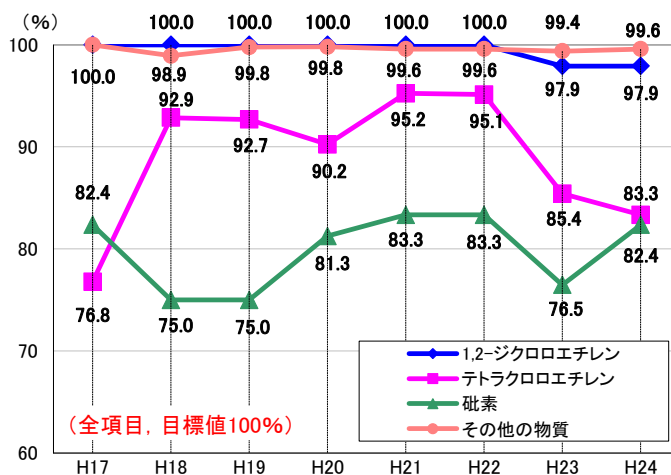


図 2.6 地下水に係る市保全基準達成率の推移

④地下水に係る市保全基準（ダイオキシン類）は全ての地点で達成

⑤平成 24 年度の生活排水処理率は
99.9%（公共下水道人口普及率 99.4%，
合併処理浄化槽処理人口普及率
0.5%）となっており，高い水準で推移

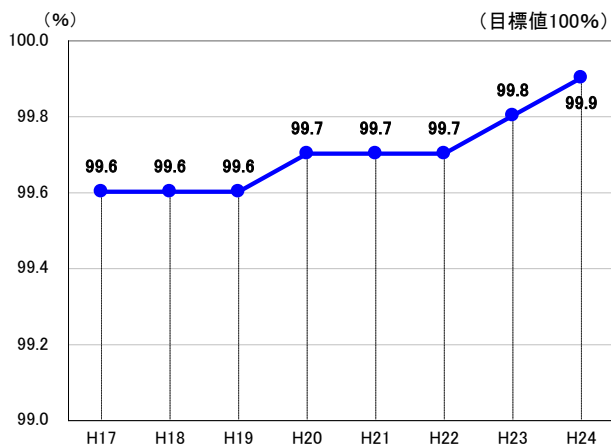


図 2.7 生活排水処理率の推移

⑥平成 24 年度の透水性舗装延長は 9.5km となっており、目標である 10km/年を僅かに下回った。

【要因・取組状況】

- ・整備場所は都市部や観光客が多い箇所を基本としている。

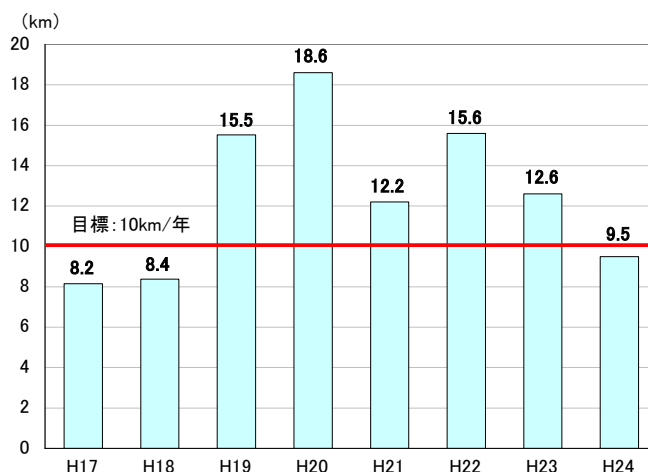


図 2.8 透水性舗装延長の推移

⑦平成 24 年度の水質汚濁に係る苦情件数は 72 件となっており、前年度から 16 件増加

□ 主な苦情発生源内訳

- ・流出・漏洩：22 件
- ・産業廃水：6 件
- ・発生源不明：31 件

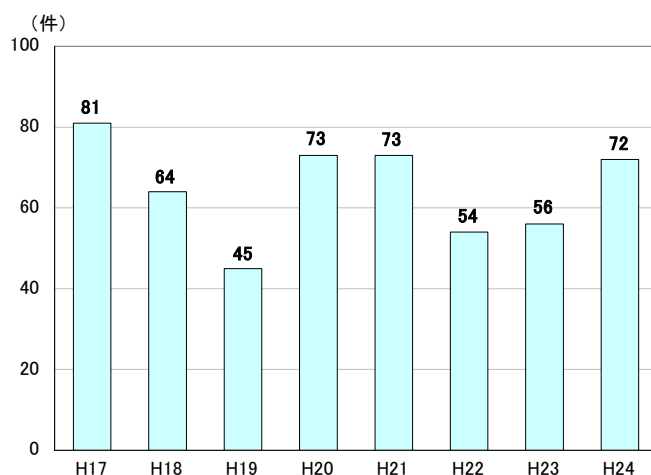


図 2.9 水質汚濁に係る苦情件数の推移

(3) 土壌・地盤環境の保全

表 2.3 土壌・地盤環境の保全に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値	進捗度及び対基準値比	
①土壌汚染に係る市保全基準達成率	%	→	—	—	100.0	—	—
②土壌汚染に係る市保全基準達成率(ダイオキシン類)*	%	↗	—	100.0 (H24)	100.0	◎	—
③土壌汚染に係る苦情件数	件	↘	2 (H16)	0 (H24)	—	—	—

※市保全基準(平成 18 年 8 月 1 日告示)

- ①過去に一部の水田で工場排水からの重金属による土壌汚染が見られたが、ここ 10 年以上にわたって重大な土壌汚染問題は発生していない。
- ②土壌汚染に係る市保全基準(ダイオキシン類)は平成 18 年度以降 7 年連続で、全ての地点で基準を達成
- ③平成 24 年度の土壌汚染に係る苦情はなかった。

(4)生活環境の保全

表 2.4 生活環境の保全に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値	進ちょく度及び 対基準値比	
①一般騒音に係る市保全基準達成率	%	↗	61.1 (H16)	76.9 (H24)	100.0	○	15.8ポイント 上昇
②自動車騒音に係る市保全基準達成率	%	↗	88.2 (H16)	89.9 (H24)	100.0	◎	1.7ポイント 上昇
③新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率	%	↗	66.7 (H16)	66.7 (H24)	100.0	○	—
④新幹線鉄道振動に係る指針値達成率	%	→	100.0 (H16)	100.0 (H24)	—	—	—
⑤騒音・振動及び悪臭等に係る苦情件数	件	↘	329 (H16)	398 (H24)	—	—	21.0% 増加

①平成 24 年度の一般騒音に係る市保全基準達成率は 76.9%となっており、平成 17 年度以降良化しており、平成 20 年度実績を上回る値にまで改善

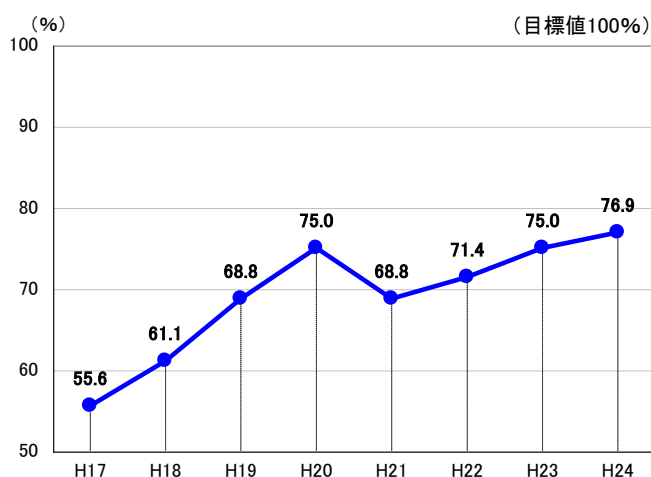


図 2.10 一般騒音に係る市保全基準達成率の推移

②自動車騒音に係る市保全基準達成率は 4.6%低下したものの 89.9%（平成 24 年度）であり、概ね良好

・5年間で市内の評価対象区間全てにおいて調査を実施するよう測定箇所を選定しているため、年度によって達成率が多少上下する。

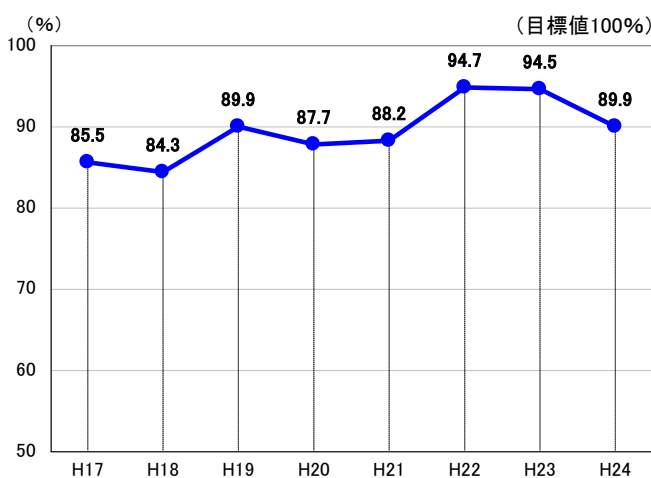


図 2.11 自動車騒音に係る市保全基準達成率の推移

③新幹線鉄道の騒音は、1測線当たり鉄道から12.5m、25m、50m離れた3地点、全5測線設定している。

平成24年度の新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率は66.7%となっており、前年度から横ばい

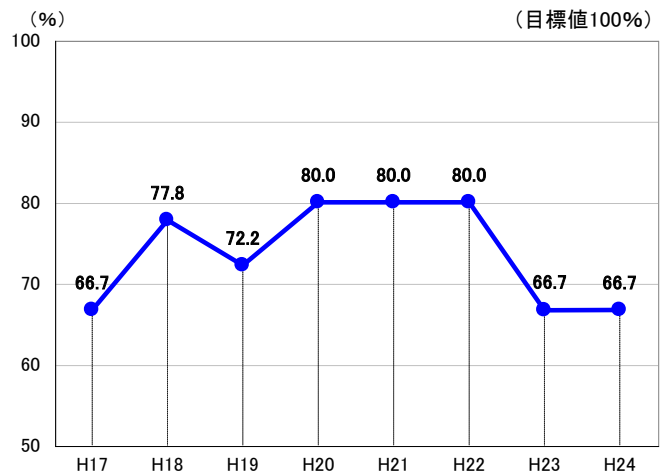


図 2.12 新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率の推移

④新幹線鉄道振動に係る指針値達成率は、平成15年度以降、100%達成を継続

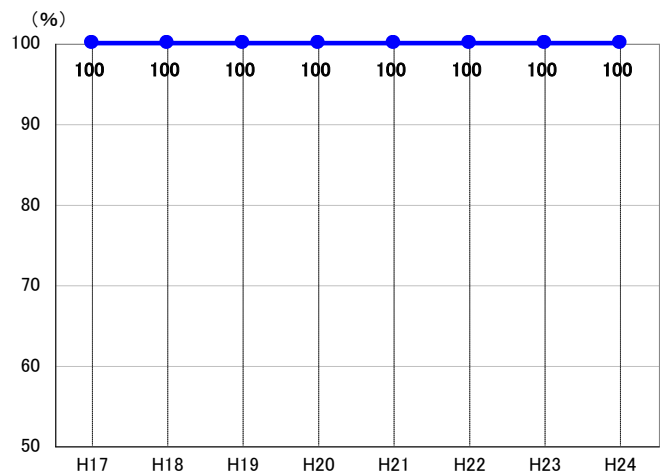


図 2.13 新幹線鉄道振動に係る指針値達成率の推移

⑤平成24年度の騒音・振動及び悪臭に係る苦情件数は、各々249件、11件、138件

合計件数は平成23年度から15件減少し、398件となっており、3年ぶりに400件を下回った（内訳等については次頁参照）

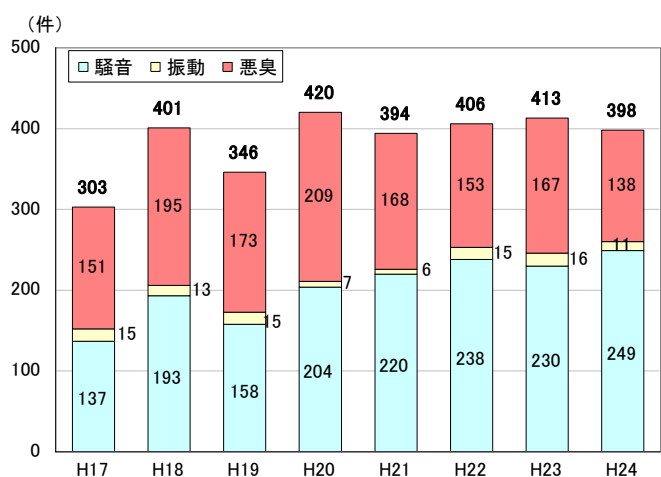


図 2.14 騒音・振動及び悪臭に係る苦情件数の推移

【参考】公害苦情件数の推移

- ・平成 24 年度の公害苦情件数は 595 件となっており、近年は年間 600 件前後で推移
- ・公害種別に見ると、騒音が 249 件と最も多く、次いで悪臭 138 件、大気汚染 121 件の順
- ・総受付件数 595 件のうち、特定の曜日や雨天時など、公害苦情の内容が特定の条件下で発生するもので、同一条件下でないと初動調査を行うことができなかった等の 41 件を除いた 554 件については、全件 3 日以内に初動調査を開始しており、全体の 93.1%に上っている。
- ・平成 24 年度の立入調査等現場への実出勤延べ回数は 1,402 回

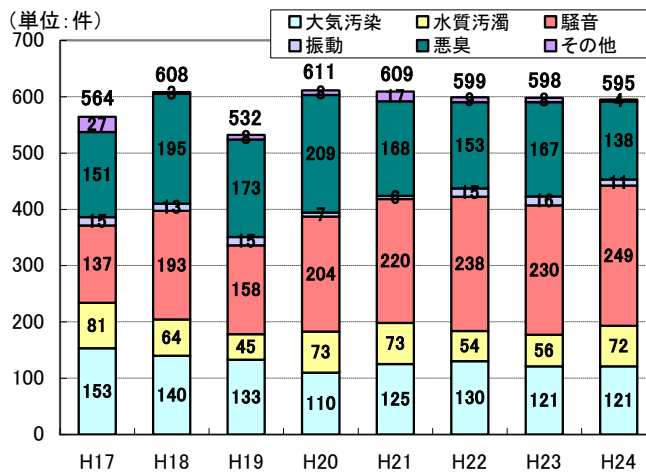


図 2.15 公害苦情件数の推移

【初動調査までの日数】

単位: 件数, () 内は割合

	H22年度	H23年度	H24年度
当日	369 (61.6)	397 (66.4)	421 (70.7)
3日以内 (当日を除く)	175 (29.2)	152 (25.4)	133 (22.4)
4日以上	55 (9.2)	49 (8.2)	41 (6.9)
合計	599 (100)	598 (100)	595 (100)

【参考】騒音及び悪臭苦情の発生源内訳

- ・騒音苦情としては、「建設・解体工事」に伴う騒音が最も多く、次いで飲食店等からのカラオケ騒音、音響機器の騒音等の「近隣騒音」となっている。
- ・悪臭苦情としては、自動車製造業、食品製造業等の「工場等の操業」に伴う悪臭が最も多く、次いで浄化槽等の「生活関連」の悪臭となっている。

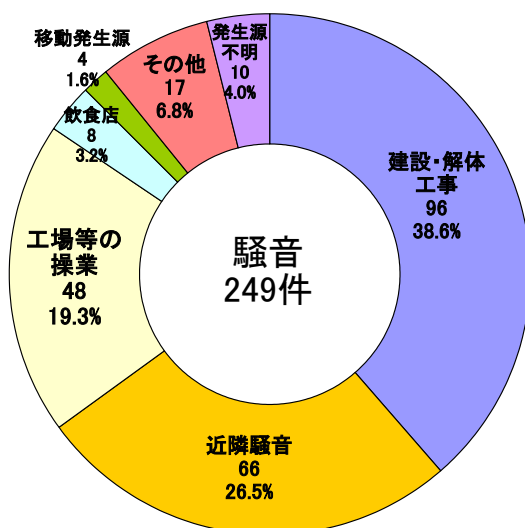


図 2.16 騒音苦情の内訳

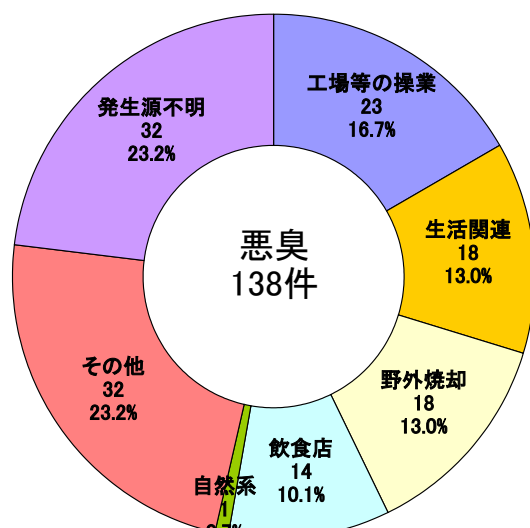


図 2.17 悪臭苦情の内訳

(5)化学物質対策の推進

表 2.5 化学物質対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比
①有害化学物質届出排出・移動量	トン	↓	2,563 (H16)	1,172 (H23)	—	— 54.3% 減少

①平成 23 年度の有害化学物質届出排出・移動量は 1,172 トン（平成 23 年度）となっており，基準年度（平成 16 年度）から半減

- ・ 排出量(580 トン)の内訳
 大気への排出量 497 トン(86%)
 公共用水域への排出 83 トン(14%)
- ・ 移動量(592 トン)の内訳
 廃棄物としての移動量 456 トン(77%)
 下水道への移動量 136 トン(23%)

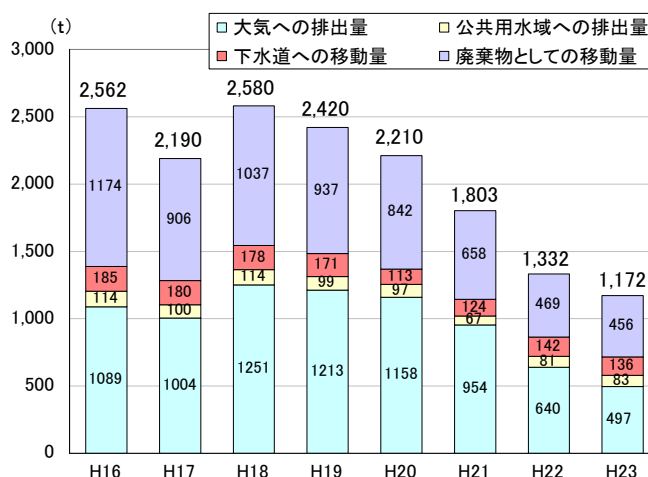


図 2.18 有害化学物質届出排出・移動量の推移

【長期的目標3】 自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都

【関連する主な施策・事業】

「自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都」の各基本施策に関連する主な施策・事業は下表のとおり。

基本施策	関連する主な施策・事業
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◎生物多様性プラン(仮称)の策定に向けた調査・研究等 ◎「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づく森づくりについて、技術的な助言を行う「森づくりアドバイザー制度」の創設 ・「京都市森林整備計画」に基づく地域特性に合った総合的・計画的かつ多様な森づくり、市所有森林の必要な森林整備や管理 ・林業の担い手確保を目的に、林業研究会の後継者活動や林業労働者の長期就労促進のための長期事業に対する助成 ・森林の二酸化炭素吸収機能を活性化し、森林資源を有効利用するため、森の力活性・利用対策事業を実施 ・風致地区や自然風景保全地区等における規制指導 ・旬の地場野菜の消費拡大、生産・流通面での環境負荷軽減を目的に、京の旬野菜推奨事業を実施 ・京北森林公園や「合併記念の森」、山村都市交流の森等を活用した自然とのふれあいの確保を推進 ・「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づき、これからの森林景観づくりの方向性などを広く市民や事業者、森林所有者等に周知し、浸透するため、シンポジウム等を開催。 ・市民の生物多様性に対する関心を高め、その保全の重要性を啓発していく「身近な自然度調査」を実施 ・ナラ枯れ被害跡地を復旧するとともに、災害に強く、四季の彩りを感じさせる京都三山へと再生するため「四季・彩りの森復活プロジェクト」を実施
快適環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都市緑の基本計画」に基づき、緑あふれる良好な生活環境の整備（京のまちなか緑化助成事業、指定保存樹等の巡回調査、スポンサー花壇等） ・都市及び都市近郊における緑地保全事業（街路樹整備等）及び都市公園整備事業を実施 ・史跡、名勝及び天然記念物などの市所有史跡等の管理、伝統行事の助成等を実施 ・三方の山並みや山裾等、伝統的な町並み等を保存するため、古都保存事業や伝統的建造物群保存等事業を実施 ・市民と行政のパートナーシップによる地域づくりを目指し、京都市景観・まちづくりセンターを運営 ・市民が身近にふれあうことのできる河川空間の整備

◎＝平成24年度の新規取組

【環境指標の進ちょく状況】

(1) 自然環境の保全

表 3.1 自然環境の保全に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び 対基準値比
①森林面積	ha	→	40,744 (H16)	61,025 (H23)	—	— 49.8% 増加
②森林保育・造林面積 ^{注9}	ha	↗	928 (H16)	940 (H23)	—	— 1.3% 増加
③耕地面積	ha	↗	2,805 (H16)	3,207 (H23)	—	— 14.3% 増加
④鳥獣保護区数	箇所	→	13 (H16)	14 (H24)	—	— 7.7% 増加
⑤自然体験学習の場利用者数 ^{注10}	人	↗	148,006 (H16)	143,345 (H24)	—	— 3.1% 減少

①平成 23 年度の森林面積は 61,025 ha となっており、旧京北町の合併後は横ばい

【森林面積の内訳】

地域森林計画対象の天然林が 56.0% (約 3.4 万 ha)

人工林が 39.4% (約 2.4 万 ha)

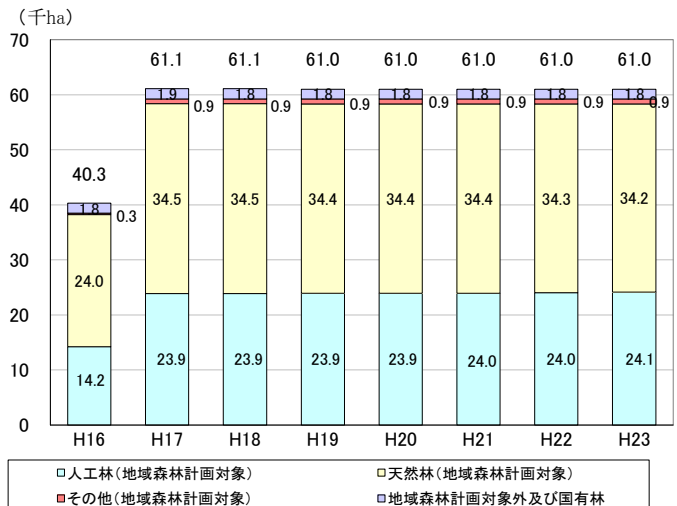


図 3.1 森林面積の推移

②平成 23 年度の森林保育面積は 902ha、造林面積は 38ha、計 940ha となっており、前年度より 15ha の増加。

【要因】

- ・京都市特定間伐等促進計画（平成 20 年 11 月策定）に基づく「森の力 活性・利用対策」事業により、広範囲で間伐を中心とした整備を実施（平成 21 年度から 4 箇年の事業）

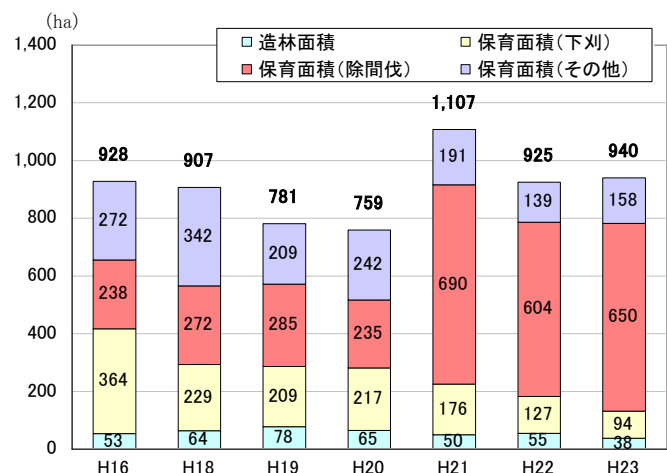


図 3.2 森林保育・造林面積の推移

注9 下刈、雪起し、除間伐、枝打ち、ぬき刈、改良、クマ剥ぎ防止テープ巻き(平成 17 年度から集計)の森林保育面積と、造林面積の合計。

注10 野外活動施設花背山の家、野外教育センター奥志摩みさきの家、静原キャンプ場、野外教育施設やましの家、京都市日野野外活動施設、京北山国の家、区役所等の取組の利用者数(延べ人数)の合計。

【参考】 市内木材市場における平均単価及び林業従業者数の推移

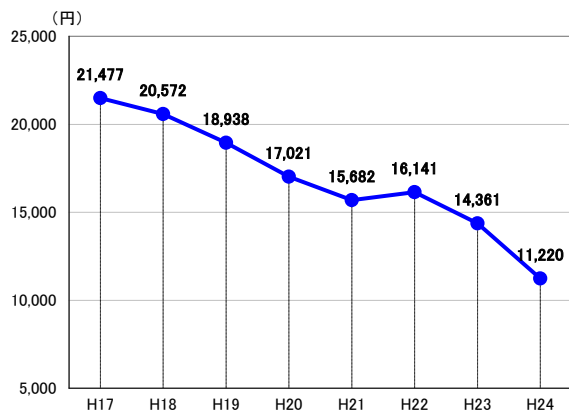


図 3.3 市内木材市場における平均単価の推移

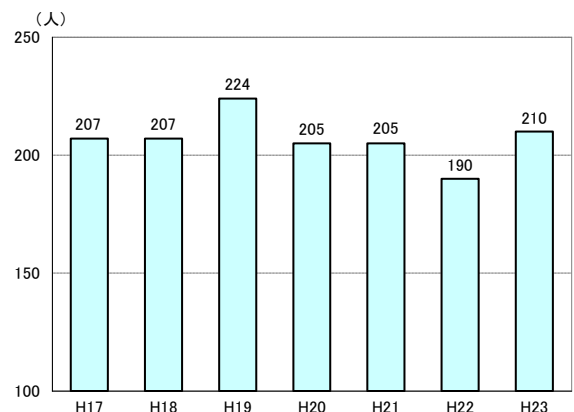


図 3.4 林業従業者数の推移

林業担い手対策事業において、林業後継者活動や林業労働者の長期就労の促進のために実施する事業に対して助成を行っている。

これにより、林業の担い手を確保し、森林整備に必要な体制の整備を図る。

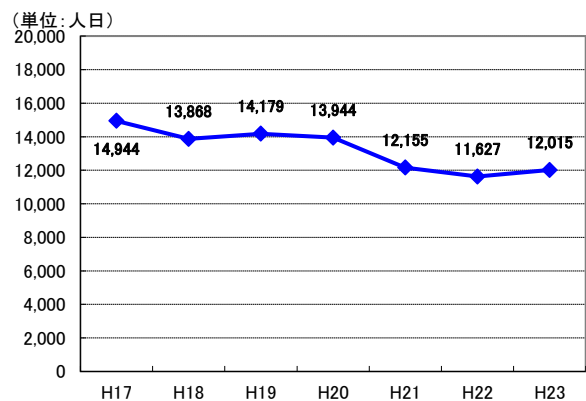


図 3.5 林業担い手対策事業における林業労働者長期就労日数の推移

③ 平成 23 年度の耕地面積は 3,207ha となっており、平成 16 年度と比較すると、森林面積同様、平成 17 年度の旧京北町合併により約 2 割増加した後は微減傾向

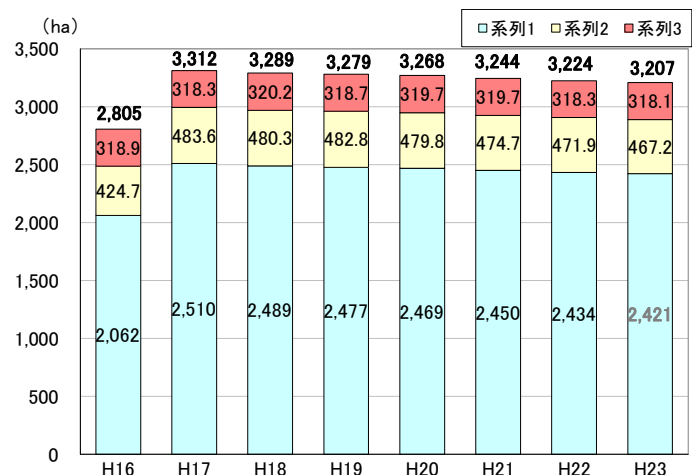


図 3.6 耕地面積の推移

- ④ 平成 21 年 11 月 1 日に比叡山が森林鳥獣生息地として設定され，平成 21 年度以降の鳥獣保護区数は 14 箇所

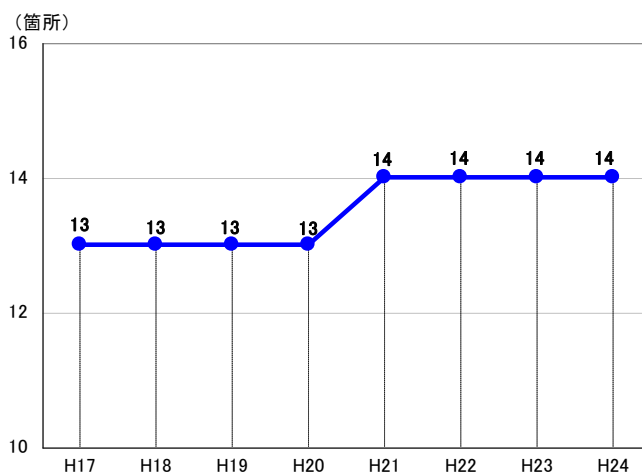


図 3.7 鳥獣保護区数の推移

- ⑤ 平成 24 年度の自然体験学習の場利用者数は 143,345 人であり，平成 20 年度までは増加傾向で推移していたが，その後減少傾向
基準年度(平成 16 年度)から 3.1%減少

	小学生数	前年比増減人数 (増減率)
H20 年	73,304 人	—
H21 年	72,539 人	-765 人(-1.0%)
H22 年	71,930 人	-609 人(-0.8%)
H23 年	70,797 人	-1,133 人(-1.6%)
H24 年	69,664 人	-1,133 人(-1.6%)
H25 年	66,390 人	-3,274 人(-4.7%)

※各年とも 5 月 1 日現在

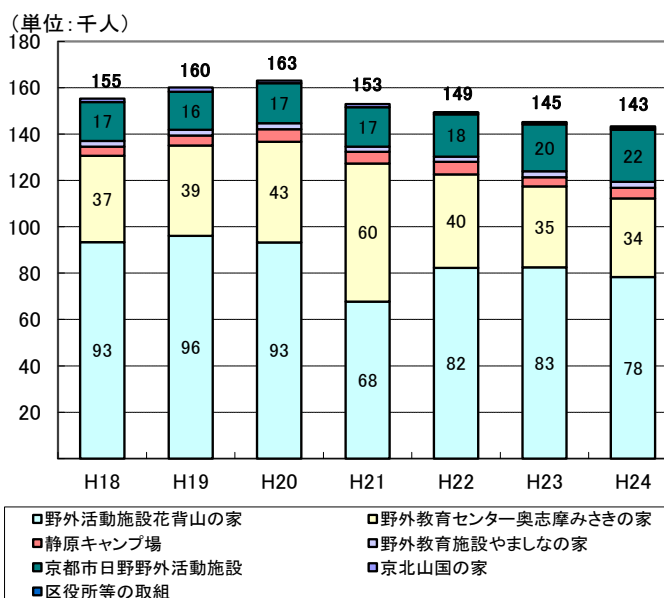


図 3.8 自然体験学習の場利用者数の推移

【要因・取組状況】

- ・長期宿泊体験学習施設である「野外活動施設花背山の家」は，全小学校を含む多くの団体が利用
- ・本市小学生は減少傾向

(2) 快適環境の確保

表 3.2 快適環境の確保に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
① 緑に係る市保全基準 (市街地)	%	↗	35 (H17)	—	37 (H37)	—	—
② 1人当たり公園面積	m ² /人	↗	4.56 (H17)	4.74 (H24)	5.35 ^{※1} (H27) 10 (H37)	×	3.9% 増加
③ 市街地の緑被率 ^{※2}	%	↗	35 (H17)	—	36 (H27) 37 (H37) ^{※3}	—	—
④ 景観地区(美観地区)指 定面積	ha	→	1,956 (H17)	3,431 (H24)	—	—	75.4% 増加
⑤ 指定文化財等件数 ^{注11}	件	→	303 (H17)	333 (H24)	—	—	9.9% 増加
⑥ 親水性のある河川空間 の整備延長	m	↗	—	6,971 (H24)	—	—	—
⑦ 保存樹・保存樹林数	件	→	40 (H17)	38 (H24)	—	—	5.0% 減少

※1. 都市公園等(都市公園及び都市公園に類する公的オープンスペース(都市公園に準ずる機能を持つもの)の総称)の確保量を目標とする。

※2. 緑被率とは、平面的な緑を算定する指標であり、空から見た区域に占める緑で覆われた土地の面積の割合

※3. 各地域、地区の特性を踏まえて、年間1万本の高木の植樹に相当する量を目標として緑を創出

- ① 緑に係る市保全基準(市街地) } は平成18年度以降、測定していない。
③ 市街地の緑被率 }

緑に係る市環境保全基準 市街地に係るもの	【基準値】緑被率を37%にすること。
----------------------	--------------------

京のみどり推進プラン(平成23年5月策定)に基づき、緑視率(人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合)を向上するために、市民の身近にある軒下の花、壁面緑化、街路樹などの緑化の創出に取り組む。

- ② 平成24年度における人口1人当たり公園等面積は4.74 m²/人となっており、年々微増

都市公園法施行令において「住民1人当たりの公園面積の標準は10 m²以上」と規定されていることから公園の整備に努めている。

【平成24年度に整備した公園】

- ・新設 大藪公園(南区)
相深公園(伏見区)
- ・再整備 橘公園(上京区)
嵯峨公園(右京区)

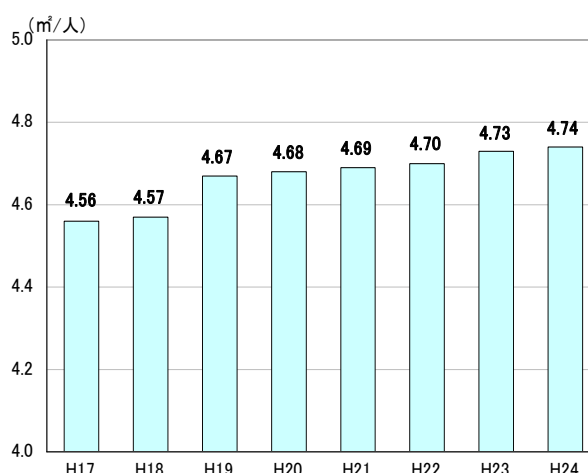


図 3.9 1人当たり公園等面積の推移

注11 有形文化財, 無形文化財, 民俗文化財, 記念物の合計。

- ④ 景観地区（美観地区）指定面積は、平成 19 年 9 月 1 日から美観形成地区も含めることになったことから大きく増加、それ以降は横ばい

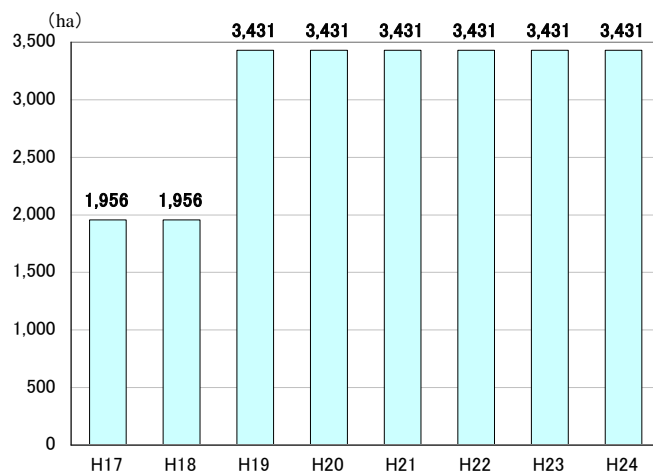


図 3.10 景観地区（美観地区）指定面積の推移

- ⑤ 平成 24 年度における市が指定する文化財等は 333 件となっており、前年度より有形文化財が 2 件、記念物が 1 件増加

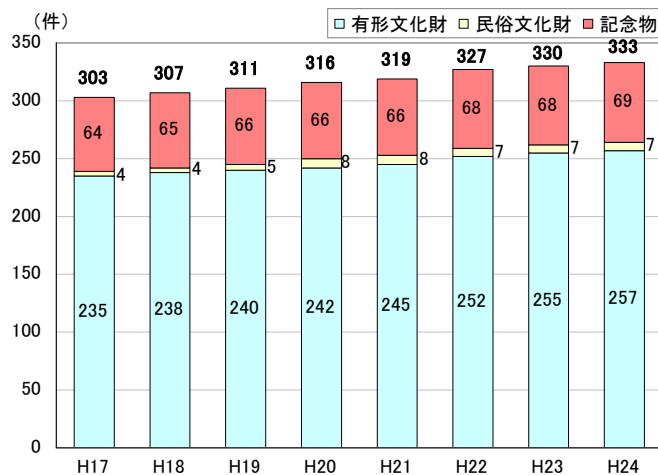


図 3.11 指定文化財等件数の推移

- ⑥ 親水性のある河川空間の整備延長は、平成 24 年度は累計 6,971m となっている。

【24 年度に整備した主な河川】

- ・高瀬川（二条通～御池通）

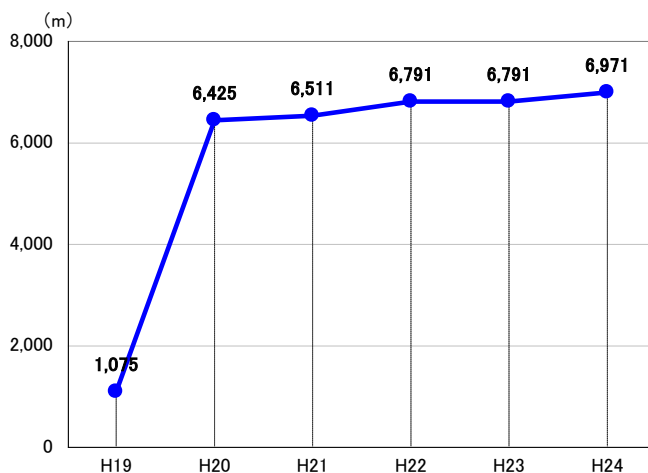


図 3.12 親水性のある河川空間の整備延長の推移

⑦ 保存樹・保存樹林数は、「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、京都市緑化推進協議会の推薦を受けて指定された樹木で、指定事業は平成 13 年度から開始し、平成 17 年度に終了

左京区（大蓮寺）にあるダイオウショウは枯損により平成 22 年 7 月に指定を解除

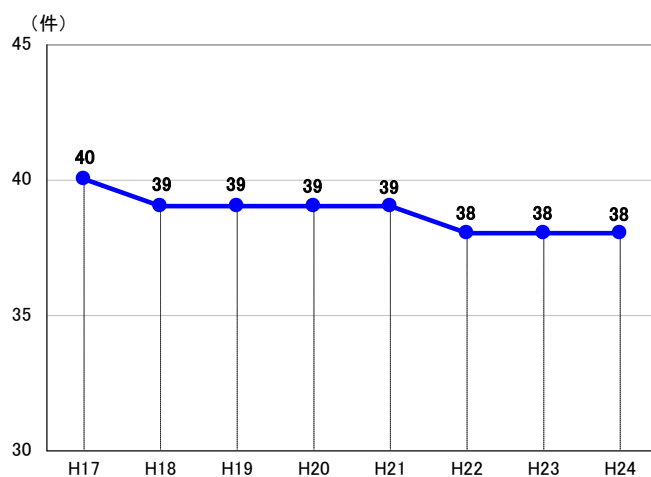


図 3.13 保存樹・保存樹林数の推移

【長期的目標4】 ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都

【関連する主な施策・事業】

「ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都」の各基本施策に関連する主な施策・事業は下表のとおり。

基本施策	関連する主な施策・事業
一般廃棄物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎容器包装材の削減に関する条例の制定に向けた検討 ◎紙ごみリサイクルの推進(マーケット回収助成制度の開始, 雑がみ保管袋の配布) ◎生ごみ減量のための「(食材の)使いキリ」, 「食べキリ」, 「水キリ」の「3キリ」を合言葉に, 生ごみ減量啓発運動を実施 ◎「ごみ減量・3R 活動優良事業所認定制度」を創設 ◎剪定枝等の資源化方策や民間資源化施設の受入基準等を紹介するガイドブックを作成 ・「京都市循環型社会推進基本計画(2009-2020)」及びアクションプランに掲げる数値目標及びモニタリング指標の把握と把握方法の検証 ・ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制導入 ・市民・事業者・行政のパートナーシップにより京都市ごみ減量推進会議を運営 ・業者収集マンションの入居者等に対して, 分別率向上に向けたポスターやチラシ配布等の啓発を実施 ・プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集を全市に拡大実施 ・バイオディーゼル燃料化(BDF)事業 ・定額制による助成制度を導入し, 地域団体等によるコミュニティ回収を実施 ・「京都市エコイベント要綱」に基づき, イベント等のエコ化を推進 ・事業ごみの告示産業廃棄物の受入れを停止 ・大規模小売店舗の出店計画時におけるごみ処理, 資源化計画提出の義務化 ・チェーンストア等多量ごみ排出事業者への減量計画書提出義務化 ・市民がエコ活動で得たポイントを商品等に交換できる仕組み「KYOTO エコマネー」を運用し, 市民のエコ活動を促進し, 京都から新たなごみ減量モデルを発信 ・市民の身近な場所で回収する移動式の資源回収事業等(移動式資源回収モデル事業)により, 資源物の回収の拡大, 有害・危険ごみの適正な処理を実施 ・事業ごみの排出ルールに関する知識や優良事例等を紹介する事業ごみ減量ニュースレターを事業者に配布(平成23年7月から隔月1回)
産業廃棄物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種法令に基づき, 産業廃棄物の排出事業者から処理状況や保管状況について各種届出・報告の提出を受けるとともに, 立入検査や指導・啓発を実施 ・特定建設資材廃棄物の再資源化を行う建設リサイクル法に関する事前届出等を実施 ・再生利用可能な建設副産物の処理量ゼロを目指し, 建設副産物の有効利用に向けた取組を実施 ・不法投棄の未然の防止等を図るため, 音声啓発美化パトロールを中心とした不法投棄物, 散乱ごみ等の収集・運搬を実施 ・「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」(平成23年3月策定)に基づく, 産廃処理業者情報公表制度の推進

◎＝平成24年度の新規取組

【環境指標の進ちょく状況】

(1) 一般廃棄物対策の推進

表 4.1 一般廃棄物対策の推進に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標		単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び 対基準値比	
①一般廃棄物市受入量 ^{注12}		トン	↓	574,021 (H20)	481,211 (H24)	450,000 (H27)	◎	16.2% 減少
②一般廃棄物再生利用率 ^{注13}		%	↗	18.2 (H20)	23.5 (H23)	26 (H27)	○	5.3ポイント 増加
③一般廃棄物市最終処分量 ^{注14}		トン	↓	92,391 (H20)	67,670 (H24)	39,000 (H27)	○	26.8% 減少
④使用済てんぷら油 の回収拠点数・回 収量	回収拠点数	箇所	↗	1,352 (H20)	1,686 (H24)	—	—	24.7% 増加
	回収量	ℓ	↗	178,528 (H20)	195,822 (H24)	—	—	9.7% 増加

- ① 平成 24 年度の一般廃棄物市受入量は 48.1 万トンとなっており、基準年度（平成 20 年度）から約 9.3 万トン、16.2%減少。

【要因】

- ・家庭ごみ有料指定袋制の導入
 - ・プラスチック製容器包装分別収集の全市拡大
 - ・業者収集ごみの透明袋排出の義務化
 - ・告示産業廃棄物の受け入れ停止
 - ・「生ごみ 3 キリ運動」を開始
- などのごみ減量に向けた取組により着実に減少

- ②平成 23 年度の一般廃棄物再生利用率は 23.5%となっており、基準年度から 5.3%増加（平成 22 年度から 2.2%増加）で順調に推移

(単位: 千t)

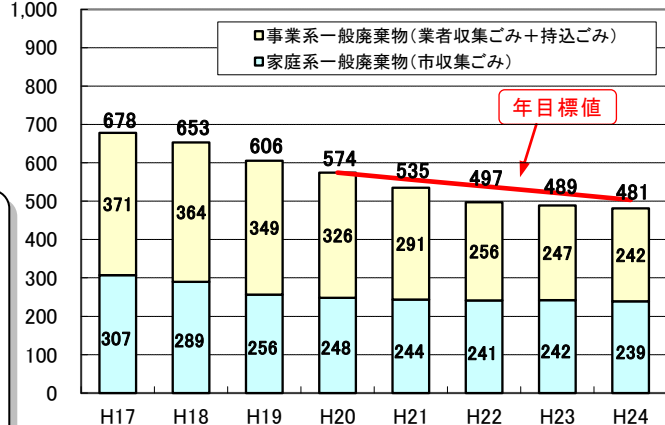


図 4.1 一般廃棄物市受入量の推移

(単位: %)

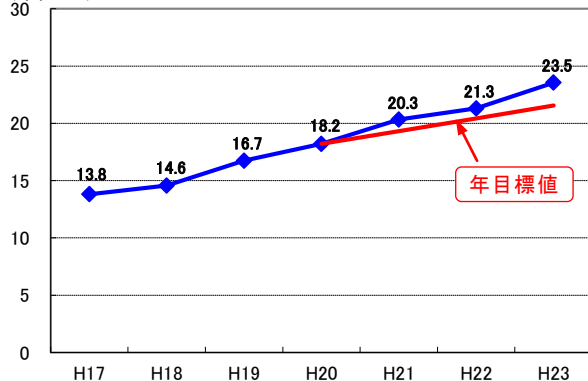


図 4.2 一般廃棄物再生利用率の推移

^{注12} 一般廃棄物市受入量は、家庭ごみ(燃やすごみ、資源ごみ、大型ごみなど)と事業ごみ(業者収集ごみ、持込ごみの合計)。なお、目標値は 47 万トンから本市基本計画の実施計画(H24 年 3 月策定)に掲げる目標に合わせ 45 万トン

^{注13} 総排出量に占める、市による処理量のうちの資源回収量(破砕機からの鉄分回収、その他資源回収)と民間による資源回収量(家庭系(集団回収など)、事業系(大規模事業所など)、産廃系(建設廃材リサイクル))の合算量の割合

^{注14} 市による処理のうちの埋立量(焼却残灰、不燃物)。

【参考】 再生利用量及び資源ごみ収集量の推移

- ・ 集団回収や大規模事業所からの資源回収量は増加傾向で推移
- ・ 一般廃棄物市受入量は年々減少しているが、資源回収量及び資源ごみ収集量は維持しており、再生利用率は上昇

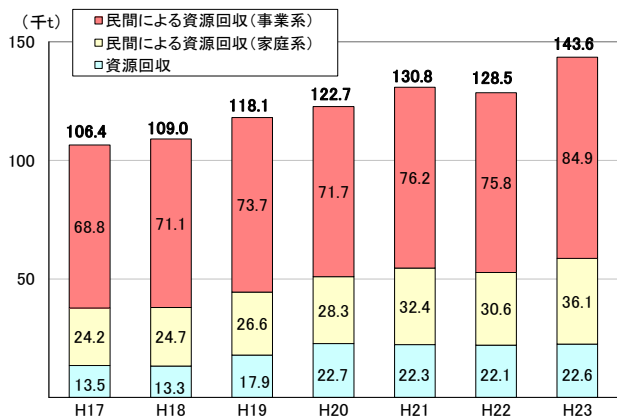


図 4.3 再生利用量の推移

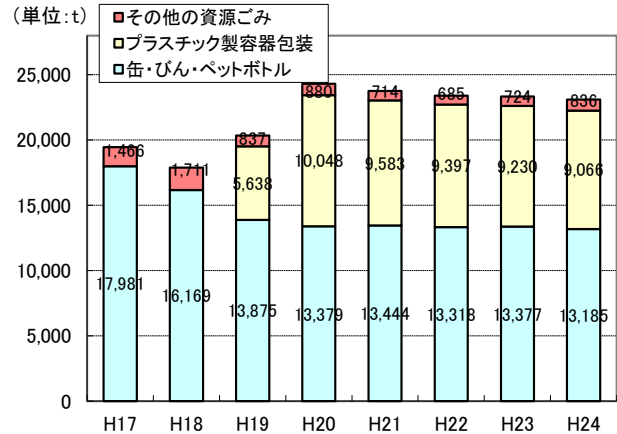


図 4.4 資源ごみ収集量の推移

- ③平成 24 年度の一般廃棄物市最終処分量は 67,670 トンであり、基準年度から約 2.5 万トン減少。ただし、平成 24 年度は 1,858 トン増え、年度目標が未達成となっている。

【要因】

- ・ごみ減量・分別の取組の推進による、焼却量の減少
- ・告示産廃受入停止による埋立量の減少

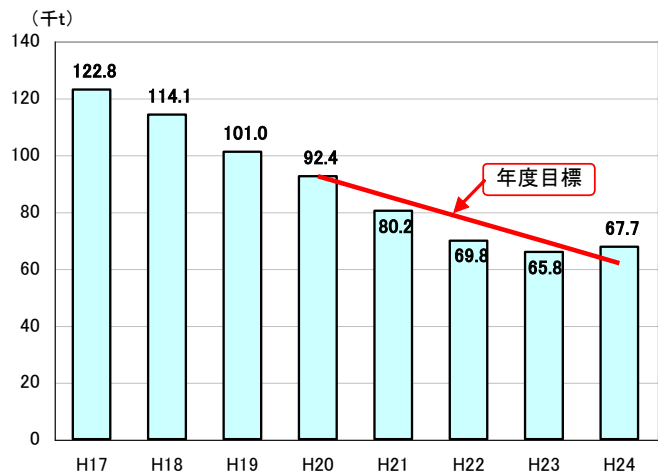


図 4.5 一般廃棄物最終処分量の推移

- ④使用済てんぷら油の回収拠点数・回収量は 1,686 拠点、195,8220 となっており、年々増加

【要因】

- ・ふれあいまつり等において仮設の回収拠点を設け、臨時の回収も実施

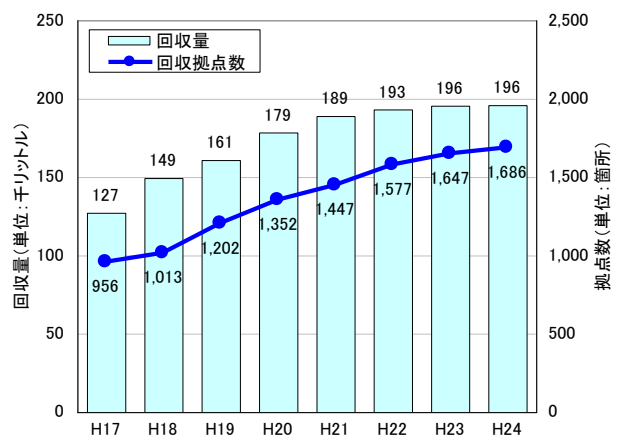


図 4.6 使用済てんぷら油の回収拠点数・回収量の推移

(2) 産業廃棄物対策の推進

表 4.2 産業廃棄物対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①産業廃棄物発生抑制率	%	↓	2,718 千トン (H20)	—	平成 20 年度に 比べ 7%減 (2,528 千トン) (H27)	—	—
②産業廃棄物再生利用率	%	↑	43.7 (H20)	—	45 (H27)	—	—
③産業廃棄物埋立処分率	%	↓	4.3 (H20)	—	2.8 (H27)	—	—

①平成 20 年度の産業廃棄物発生量は 2,718 千トンとなっており，前回調査時の平成 13 年度から若干減少

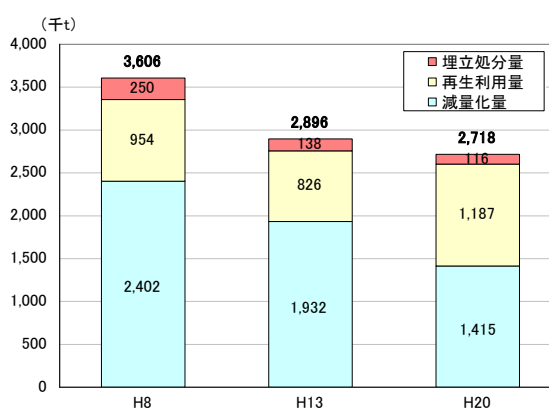


図 4.7 産業廃棄物発生量の推移

②平成 20 年度の産業廃棄物再生利用率は 43.7%となっており，前回調査時の平成 13 年度の 28.5%から大きく増加

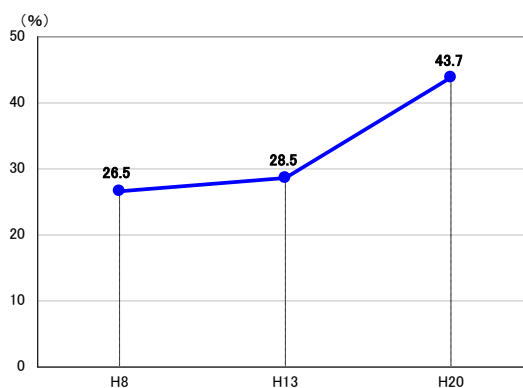


図 4.8 産業廃棄物再生利用率の推移

【参考】 産業廃棄物再生利用量の内訳, 建設業及び製造業の再生利用率の推移

- ・再生利用された産業廃棄物の量は, 建設業及び製造業で全体の 93%
- ・建設業の再生利用率は 69.6%から 92.4%へ, 製造業は 22.4%から 42.2%へ上昇

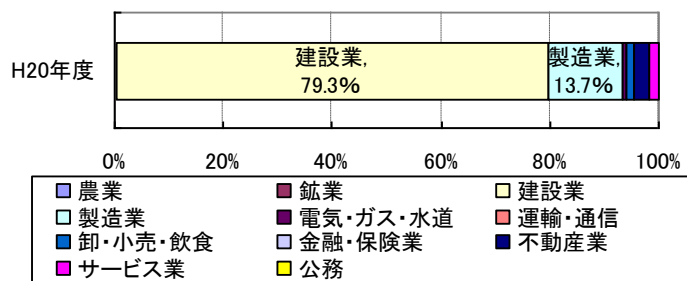


図 4.9 産業廃棄物再生利用量の内訳(平成 20 年度)

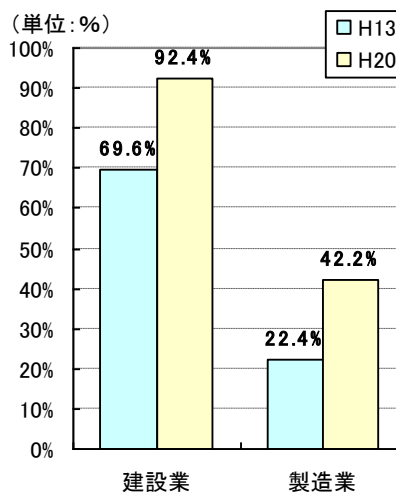


図 4.10 建設業及び製造業の再生利用率の推移

③平成 20 年度の産業廃棄物埋立処分量は 116 千トンとなっており, 前回調査時の平成 13 年度の 138 千トンから若干減少

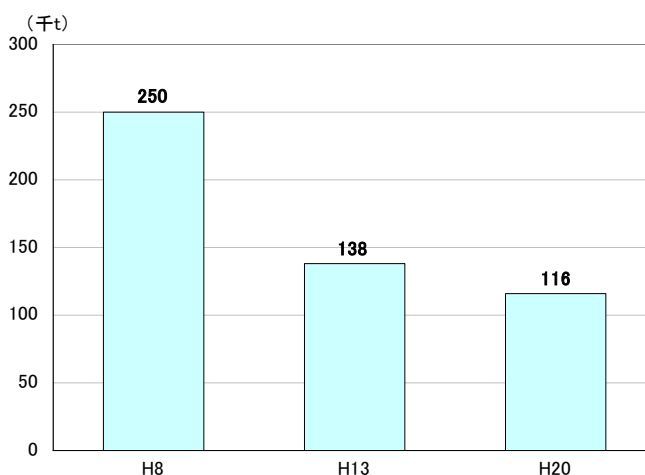


図 4.11 産業廃棄物埋立処分量の推移

【長期的目標5】 すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都

【関連する主な施策・事業】

「すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都」の各基本施策に関連する主な施策・事業は下表のとおり。

基本施策	関連する主な施策・事業
環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・京エコロジーセンターにおいて様々な環境学習の取組を実施 ・ごみ処理・再資源化施設等の環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」を開催 ・京都市青少年活動センターでの取における環境問題講座を実施 ・小中総合支援学校において環境教育スタンダード(ガイドライン)に基づく取組を実施 ・省エネや KES 学校版等, 環境に関する取組の実践・成果に応じたポイントで学校予算を配分する「みやこ学校エコマイレージ」を実施 ・自然生態系を復元する学校ビオトープ, 屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテン, 風力発電装置の整備を実施 ・子どもの視点からライフスタイルを見直し, エコライフの実践継続を図るこどもエコライフチャレンジ推進事業を実施
環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全に貢献する活動を実践している個人, 団体を顕彰する京都環境賞の取組を実施 ・事業者の ISO14001 や KES 等の環境マネジメントシステムを認証取得・維持を推進する取組を実施 ・「京都市認定エコイベント実施要綱」に基づくイベント等の開催 ・「世界一美しいまち・京都」の実現を目指し, 市民, 事業者, 行政との協働により, まちの美観を損なうものの一掃に向けた取組を実施
広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・京のアジェンダ 21 フォーラム等を通じた取組を実施 ・各区において, 環境の保全等に関する個性あふれる区づくり推進事業, 環境情報の提供等を実施
環境関連産業の育成と技術開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的に競争力のある「京都環境ナノクラスター」の形成を図る「地域イノベーションクラスタープログラム(グローバル型)」やバイオシティ構想事業を実施

【環境指標の進ちょく状況】

(1) 環境教育・学習の推進

表 5.1 環境教育・学習の推進に係る環境指標の進ちょく状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進ちょく度及び 対基準値比	
①環境保全活動プログラム参加者数 ^{注15}	人	↗	193,617 (H16)	188,233 (H24)	—	—	2.8% 減少
②人材育成数 ^{注16}	人	↗	96 (H16)	218 (H24)	—	—	116.7% 増加
③環境関連施設利用者数 ^{注17}	人	↗	75,815 (H17)	96,377 (H24)	—	—	27.1% 増加

- ① 平成 24 年度の環境保全活動プログラム参加者数は、188,233 人となっており、平成 23 年度から約 1,100 人増加

【要因】

- ・全市的な児童数の減少などにより、平成 20 年度以降、体験学習参加者数が減少
- ・一方、「こどもエコライフチャレンジ推進事業」では、平成 24 年度、全 170 校、約 11,000 名が参加しており、継続的な取組につなげるため、フォローアッププログラムの実施なども図られている。

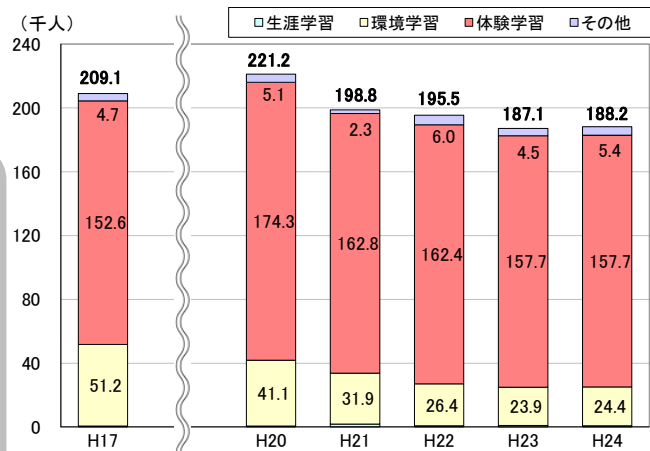


図 5.1 環境保全活動プログラム参加者数の推移

- ②平成 24 年度の人材育成数は 218 人となっており、平成 23 年度から 31 名増加

	H24 年度
京エコサポーター登録者数	94 人
自然エネルギー学校・京都	36 人
環境教育リーダー養成	25 人
新規エコメイト養成講座	27 人
環境ボランティア養成	19 人
地域環境活動コーディネーター	10 人
その他	7 人

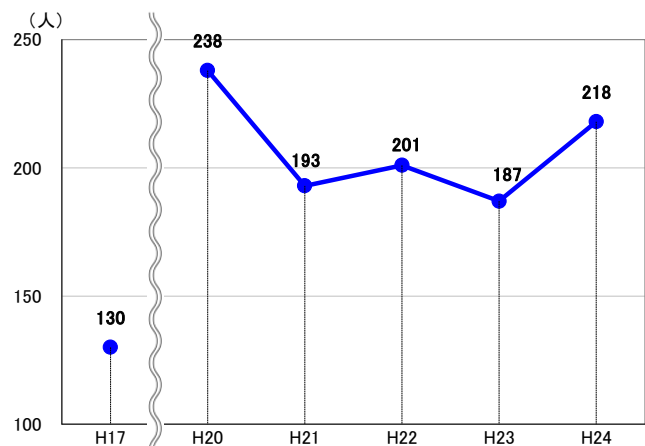


図 5.2 人材育成数の推移

^{注15} 環境まちづくり交流会等の講演会や、「ゴールデン・エイジ・アカデミー」「学びのフォーラム山科」など生涯学習の一つとしての環境学習への参加者、青少年科学センターや青少年活動センターが実施する環境学習や、生活環境教室・市民環境講座の参加者、自然体験学習の場の利用者及び京エコロジーセンターにおけるエコ学習や、その他環境学習関連事業への参加者数の合計。

^{注16} 京エコロジーセンターにおける新規エコメイト養成講座、環境保全活動人材養成事業(環境教育リーダー養成講座、インターン受け入れ等)の参加者数の合計。

^{注17} 京エコロジーセンター入館者数。

③平成 24 年度の環境関連施設利用者数（京エコロジーセンター入館者数）は 96,377 人となっており，前年度から約 8.9 千人増加し，開館来最高の入館者数

- ・イベント実施数 223 件，9,547 人参加（平成 23 年度：158 件，6,383 人）

【要因】

- ・開館 10 周年記念等，イベント実施数の増加
- ・折り込みチラシや地下鉄の中吊り広告，駅の看板広告等を積極的に活用し，新たな来館者を確保

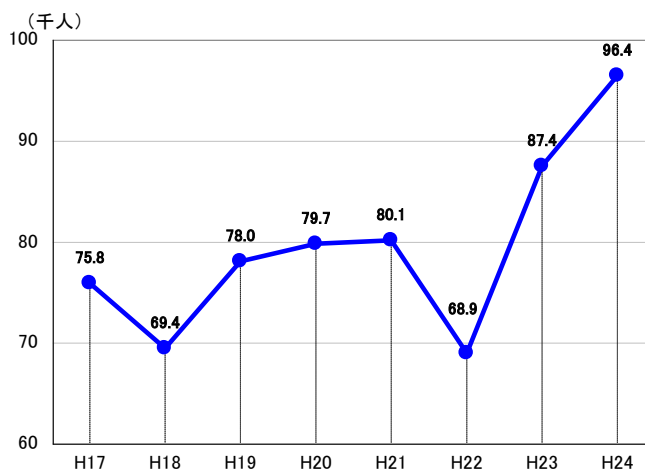


図 5.3 環境関連施設利用者数の推移

(2) 環境保全活動の促進

表 5.2 環境保全活動の促進に係る環境指標の進捗状況

環境指標		単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①京都市政出前トーク 環境政策局所管テーマ出講件数・参加者数	出講件数	件	↗	10 (H16)	21 (H24)	—	—	110.0% 増加
	参加者数	人	↗	260 (H16)	720 (H24)	—	—	176.9% 増加
②こどもエコクラブ 参加団体・参加者数	参加団体数	団体	↗	18 (H16)	6 (H24)	—	—	66.7% 減少
	参加者数	人	↗	779 (H16)	162 (H24)	—	—	79.2% 減少
③KES 認証取得(保有)件数		団体	↗	389 (H16)	1,564 (H24)	—	—	302.1% 増加
④民間団体数 ^{注18}		団体	↗	71 (H16)	79 (H23)	—	—	11.3% 増加
⑤エコイベント登録数 ^{注19}		件	↗	15 (H22)	99 (H24)	100 (H27)	◎	560.0% 増加

①平成 24 年度の京都市政出前トーク 環境政策局所管テーマ出講件数・参加者数は 21 件，720 人となっており，参加者数が昨年度を上回っているが，ピークであった平成 18 年度（111 件，3,253 人）から大きく減少

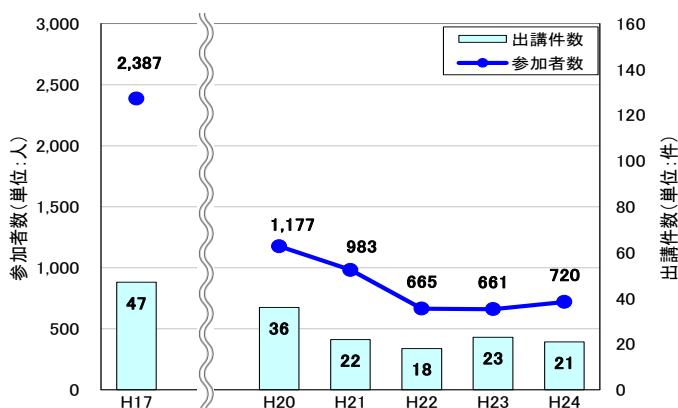


図 5.4 京都市政出前トーク 環境政策局所管テーマ 出講件数・参加者数の推移

注18 独立行政法人環境再生保全機構の「環境 NGO 総覧オンライン・データベース」による京都市内の環境保全に取り組む団体数。

注19 エコイベントとは，不特定多数の参加者を対象として開催する式典，会議，催し（展示会，講演会，シンポジウム等），行事等で特に環境に配慮した取組を実施するもの。

②京エコロジーセンターでは、環境省「こどもエコクラブ」事業^{注20}の京都市事務局として登録（平成 23 年度からは(財)日本環境協会へ登録）しており、平成 24 年度は市内 6 団体、162 人が参加。

【要因】

- ・平成 23 年度の環境省から(財)日本環境協会への事務移管に伴い、事業の予算規模が縮小し、協会からの会員向けサービスも縮小していることに伴い、全国的にも参加団体及び参加者数が大きく減少している。

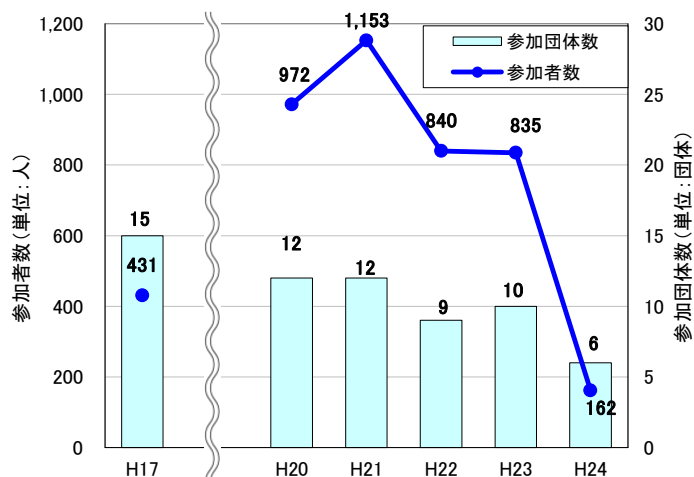


図 5.5 市内のこどもエコクラブ参加団体・参加者数の推移

③KES 認証取得(保有)件数^{注21}は、平成 24 年度末時点の認証取得（保有）件数は 1,564 団体となっており、昨年度より減少したが、基準年の約 3 倍に増加

【要因・取組内容】

- ・市内事業者に対する KES 説明会の開催
- ・「環境マネジメントセミナー」の開催
- ・平成 24 年度の減少の要因は、ISO14001 への移行や、社会経済情勢の影響による、組織事情及び組織・部署の統合などが考えられる。

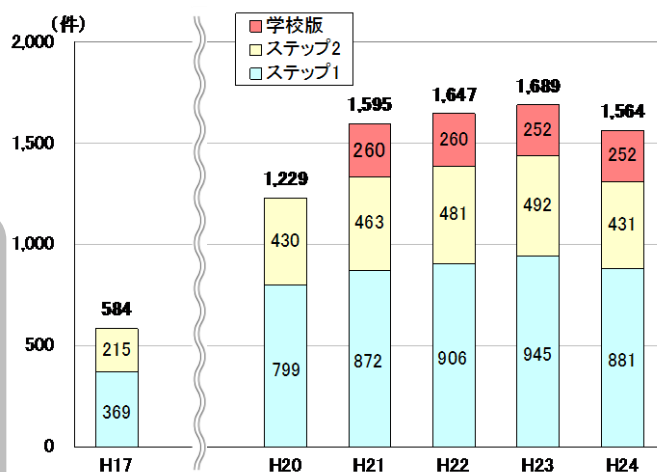


図 5.6 KES 認証取得（保有）件数の推移

④平成 23 年度における環境保全に取り組む民間団体数は 79 団体となっており、平成 20 年から 1 団体が減少^{注22}

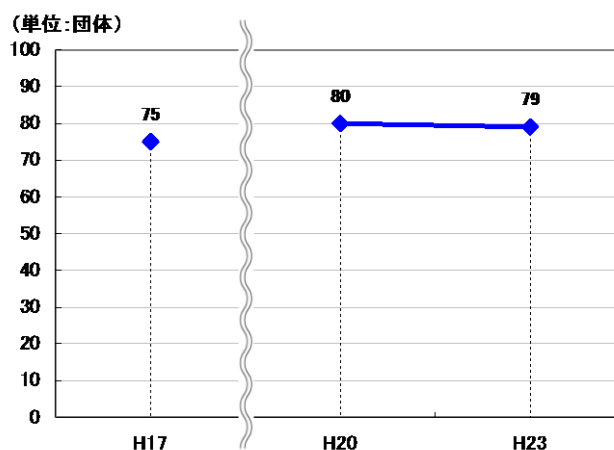


図 5.7 民間団体数の推移

注20 環境省における「こどもエコクラブ」事業は平成 23 年 3 月 31 日をもって終了し、現在は(財)日本環境協会に引き継がれている。こどもエコクラブは、幼児(3 歳)から高校生までなら誰でも参加でき、子どもたちの興味や関心に基づき、自然観察やリサイクル活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる活動に取り組んでいる。

注21 KES(KES・環境マネジメントシステム・スタンダード)とは、ISO14001 の認証取得が困難な中小企業等でも容易に環境保全活動に取り組める環境マネジメントシステムの規格。

ステップ 1: 環境問題に取り組み始めた段階 ステップ 2: 将来 ISO14001 の認証取得を目指す段階

注22 平成 20 年度までは、全国の環境 NGO・NPO を毎年一斉に調査していたが、平成 21 年度から全国を 8 地域に分類し調査している。また、平成 21 年度以降 3 年毎の調査となっている。

⑤平成 24 年度のエコイベント登録数は 99 件

祇園祭「エコ屋台」などでリユース食器「お試しキャラバン」を実施

リユース食器利用促進助成制度利用件数：30 イベント

	H22 年度 (基準年度)	H23 年度	H24 年度
エコイベント登録数 (件)	15	84	99

(3) 広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進

表 5.3 広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標 区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①市環境政策局ホームページアクセス件数	千件	↗	—	3,709.5 (H24)	—	—	—
②環境政策局が所管する審議会等の公募委員数	人	↗	4 (H16)	10 (H24)	—	—	150.0% 増加

①平成 24 年度の市環境政策局のホームページにアクセスした件数は 3,710 千件 (1 日当たり約 10,200 件) となっており、年々増加

【要因】

- ・インターネットが普及し、情報入手のための主なツールとなっている。

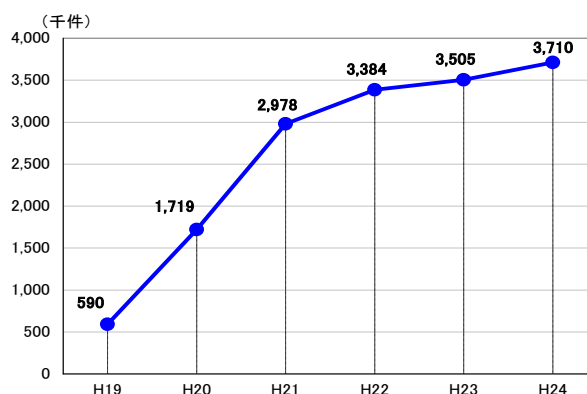


図 5.8 市環境政策局ホームページアクセス件数の推移

②平成 24 年度における環境政策局が所管する審議会等は 7 つあり、公募委員数は 10 人となっており、平成 17 年度以降は増加傾向

	H24
京都市環境審議会	2 名
地球温暖化対策推進委員会	1 名
京都市廃棄物減量等推進審議会	1 名
京都市バイオマス活用推進会議	1 名
京都市ごみ収集業務評価委員会	3 名
京都市産業廃棄物 3R 推進協議会※1	2 名
京都市環境影響評価審査会	—

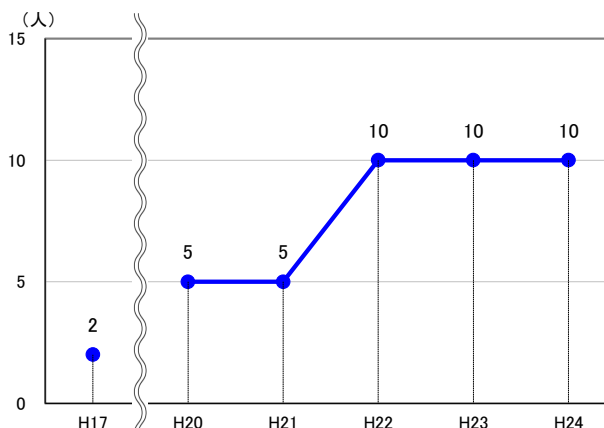


図 5.9 環境政策局が所管する審議会等の公募委員数の推移

※1 平成 23 年 8 月 10 日に設置

(4) 環境関連産業の育成と技術開発の推進

表 5.4 環境関連産業の育成と技術開発の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び 対基準値比	
①京都バイオ産業技術フォーラム 注23 会員数	人	↗	378 (H16)	717 (H24)	—	—	89.7% 増加

①平成 24 年度における京都バイオ産業技術フォーラム会員数は 717 人となっており、年々増加

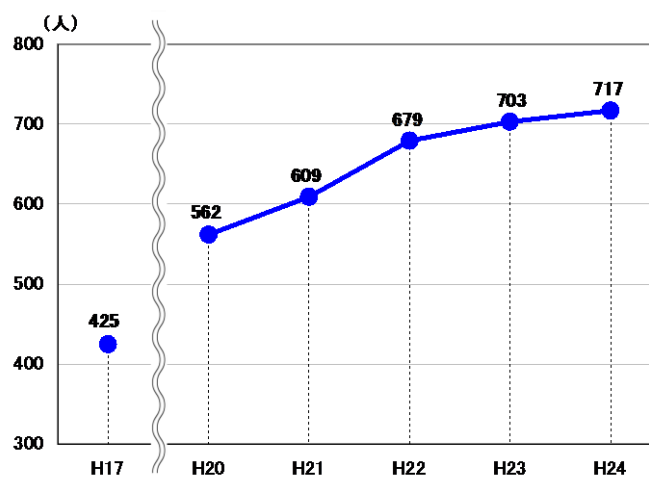


図 5.10 京都バイオ産業技術フォーラム会員数の推移

注23 京都バイオ産業技術フォーラムは、京都に集積する大学、企業、行政等が一体となって、事業化に向けた研究成果の交流、バイオ分野に関する意見交換、バイオに関する市民 PR などを行うことにより、京都市におけるバイオ関連産業の振興を図ることを目的に設置されたフォーラムである。